

令和2年第3回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和2年7月22日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年7月22日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	令和2年7月22日	14時19分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		8番	河野 保久		9番	重松 一徳
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第32号 令和 2 年度基山町一般会計補正予算（第 3 号） |

～午前9時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和2年第3回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、河野保久議員と重松一徳議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第32号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第32号を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、令和2年第3回臨時会に付議いたします議案につ
いて、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

令和2年度一般会計歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第32号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正
予算として3億2,921万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせます
と、一般会計予算総額は歳入歳出とも97億8,242万9,000円となります。

補正予算の主な内容としたしましては、まずは、国の2次補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の関連事業をお願いするものです。新型コロナウイルス感染症対策として健康保持支援事業費などの増額をお願いしております。

補正額は2億4,738万円の増額でございます。

次に、災害復旧費でございます。7月豪雨による町道や林道などの被災箇所への応急対応や復旧に向けた測量設計業務を実施するための事業費の増額をお願いしております。

補正額は7,029万9,000円の増額でございます。

詳細につきましては、財政課長及び担当課長より説明いたします。

以上、御審議賜り、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第32号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第32号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ3億2,921万7,000円を追加し、予算総額を97億8,242万9,000円とするものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款．国庫支出金に1億7,525万4,000円、18款．繰入金に7,171万円、20款．諸収入に8,000万円の増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款．総務費に1億2,518万9,000円、3款．民生費に6,724万6,000円、7款．商工費に2,800万円、8款．土木費に2,435万5,000円、11款．災害復旧費に7,029万9,000円の増額をお願いしております。

それでは次に、内容につきまして事項別明細書にて説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る子ども・子育て支援交付金の特別措置分として333万9,000円の増額をお願いしております。放課後児童クラブでの感染防止対策などを行うためのものがございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に、国の2次補正予算に伴い配分を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億7,191万5,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金208万1,000円の追加をお願いしております。こちらも放課後児童クラブや保育園での感染防止対策などを行うためのものがございます。

5ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に7,171万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の3ページに充当事業一覧を掲載いたしておりますので、お目通しのほうをお願いいたします。

事項別明細書6ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業——以降、臨時交付金事業と言わせていただきます。この臨時交付金事業として実施をいたします第2弾のプレミアム付商品券の販売代金として8,000万円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、12目. 諸費では、臨時交付金事業として実施する第2弾のプレミアム付商品券事業に係る業務委託料と事業補助金にそれぞれ550万円、9,650万円の増額をお願いしております。

次に、14目. 防災諸費では、避難所運営に必要な備蓄品を管理するための防災倉庫建設に係る実施設計業務委託料、建設工事費にそれぞれ206万円、2,060万円の追加をお願いしております。こちらも臨時交付金事業として実施をするものがございます。

8ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費では、臨時交付金事業として実施する生活支援特別給付金支給事業の事務費や、19節. 負担金補助及び交付金に生活支援特別給付金4,000万円の追加をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費では、臨時交付金事業として実施する高校生の受診支援事業及び新生児特別定額給付金事業のための事務費や、13節. 委託料に子どもの医療費助成システム改修業務委託料121万円、19節. 負担金補助及び交付金に新生児特別定額給付金705万円、20節. 扶助費に子どもの医療費助成費40万円の追加をお願いしております。

次に、4目. 児童福祉施設費では、放課後児童クラブでの感染防止対策に係る予算計上をお願いしております。

10ページをお願いします。

15節. 工事請負費に、ひまわり教室及びコスモス教室の情報通信ネットワーク環境施設整備工事としてそれぞれ115万8,000円、86万4,000円、ひまわり教室ウッドデッキ設置工事として927万3,000円、合計で1,129万5,000円の追加をお願いしております。

11ページをお願いします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、19節. 負担金補助及び交付金に、臨時交付金事業として、町内の医療機関の感染症対策に係る費用を助成するため、医療機関感染防止対策事業補助金180万円の追加をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、19節. 負担金補助及び交付金では、臨時交付金事業として、中小企業者事業継続緊急支援金に1次支援の追加分及び2次支援分として2,800万円の増額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

8款. 土木費、5項. 住宅費、1目. 住宅管理費では、11節. 需用費に修繕料2,435万5,000円の増額をお願いしております。臨時交付金事業として、町営本桜団地の電源改修を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費及び2目. 若基小学校管理費では、ICT環境整備を推進するためのタブレット購入費のうち町単独分を精査し、それぞれ

102万6,000円、216万6,000円の減額をお願いしております。あわせて今回、補助事業のうち町負担分を臨時交付金事業として計上をさせていただいております。

次の16ページの3項. 中学校費におきましても、タブレット購入費のうち町単独分を精査し、こちらは74万1,000円の増額をお願いしております。また、小学校費と同様に町負担分を臨時交付金事業として計上をさせていただいております。

17ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、4目. 図書館費、18節. 備品購入費に115万7,000円の追加をお願いしております。臨時交付金事業として、サーマルカメラなどを導入するものでございます。

次に、5目. 文化振興費、11節. 需用費に修繕料350万2,000円の増額をお願いしております。臨時交付金事業として、町民会館でのイベントをウェブ配信するための改修費でございます。

18節. 備品購入費では、サーマルカメラを導入するため104万4,000円の追加をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、2目. スポーツ振興費、15節. 工事請負費では、総合公園多目的運動場観覧席整備工事の仕様を一部見直し、398万3,000円の増額をお願いしております。

18節. 備品購入費では、サーマルカメラを導入するため104万4,000円の追加をお願いしております。これらも臨時交付金事業として実施するものでございます。

19ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、2目. 林業施設災害復旧費に、7月豪雨にて被災した林道に係る復旧費として、3節. 職員手当等に時間外勤務手当239万5,000円、12節. 役務費に土砂等撤去手数料208万円、13節. 委託料に林道施設災害復旧測量設計業務委託料2,000万円の追加をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

2項1目. 公共土木施設災害復旧費でも同様に、7月豪雨にて被災した町道などに係る復旧費として、3節. 職員手当等に時間外勤務手当109万円、11節. 需用費に修繕料1,541万5,000円、12節. 役務費に土砂等撤去手数料1,863万3,000円、13節. 委託料に公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料973万5,000円の追加をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

最後に、14款、予備費でございます。今回、316万3,000円を増額し、調整を図らせていただいております。

なお、臨時交付金事業につきましては、額の大きいものをかいつまんで申し上げましたけれども、議案資料の4ページから9ページにかけて事業の全体概要を掲載いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、議案資料の10ページ以降の事業説明書につきましては、引き続きそれぞれの担当課長から説明を申し上げます。

以上で令和2年度基山町一般会計補正予算（第3号）につきまして、事項別明細書までの説明を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

それでは、事業について御説明申し上げます。

資料10ページをお願いいたします。

健康保持支援事業についてでございます。

これにつきましては、事業対象者といたしまして町内の病院、診療所、歯科診療所になります。

事業内容といたしましては、医療機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する経費について、一医療機関当たり10万円を上限に補助を行います。

効果等についてでございます。

住民の多くは町内の医療機関がかかりつけ医として受診しております。新型コロナウイルス感染症予防を行った診療を実施することへの支援により、町内への感染症拡大を予防することが期待できるとしております。

事業費といたしましては、歳入、国、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として144万2,000円、町費として8,000円、繰越金、ふるさと応援寄附基金繰入金として35万円とし、合計180万円としております。

歳出につきましても、医療機関感染防止対策事業補助金として180万円を計上しております。

11ページから12ページに補助金交付要綱案をつけております。

12ページ、附則に、施行期日として、交付の日から施行し、令和2年4月1日から適用、告示の失効を令和3年3月31日としております。

説明については以上でございます。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

続きまして、議案資料の13ページをお願いいたします。

生活再建緊急支援事業の一つとして生活支援特別給付金の給付を行います。新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、所得の減少や生活費の負担増加となっている世帯を対象としまして、令和2年6月30日の基準日時点において基山町に住民票があり、住民税非課税世帯や一人暮らし高齢者世帯、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯等に該当する世帯の世帯主に1世帯当たり2万円を給付いたします。

また、給付対象世帯のうち、中学生以下の子どもを養育されている世帯に対しましては、1世帯当たり1万円を加算して給付いたします。

これによりまして、低所得者層や経済的支援を要する世帯に対しまして、生活支援特別給付金を給付することにより、生活資金の支援を行うこととしております。

歳入の財源内訳としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,381万6,000円、また、ふるさと応援寄附基金繰入金を764万円、町費といたしまして76万1,000円を予算計上しております。

支出項目といたしましては、会計年度任用職員報酬、その他、消耗品費、通信運搬費等の事務費といたしまして221万7,000円、また、生活支援特別給付金といたしまして、対象世帯約1,900世帯に対しまして4,000万円、総事業費といたしまして4,221万7,000円の予算をお願いしております。

また、14ページから16ページに事業実施要綱の案を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

続きまして、資料の17ページをお開きください。

生活再建緊急支援事業（住まいの困窮者緊急支援事業）について御説明させていただきます。

事業内容は、町営本桜団地5つの棟の電源設備の修繕でございます。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、各個人が不要不急の外出を避け、職場においてはテレワークの推進など、それぞれ新しい生活様式に取り組んでいるところでございます。

現在、本桜団地の電源・電気設備につきましては、昭和48年から平成元年に建設された当時の単相2線式という低圧配電方式となっていることから、30アンペアまでしか引き込みができないという状況でございます。

今回の設備修繕により、一般的に普及しております配電方式である単相3線式に変更しまして、30アンペア以上の引き込みが可能になるほか、エアコンやIHコンロなどで主流の200ボルトの専用電源も設置可能となる予定でございます。

このような配電方式の変更により、新しい生活様式における快適な生活環境の提供を図ることとしております。

歳出は、修繕料2,435万5,000円、歳入は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、ふるさと応援寄附基金繰入金、それから町費を充てることといたします。

配電方式につきましては、18ページに簡単に概要説明をさせていただいておりますので、お目通しいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

続きまして、19ページをお願いいたします。

おもてなし向上支援事業の説明をさせていただきます。

事業内容といたしまして、総合公園多目的運動場の来場者が急な天候変化などによる避難所を兼ねた観覧席を整備するものでございます。6月補正でお願いしておりました整備の内容を一部見直したため追加補正をお願いするものでございます。

効果としましては、総合公園多目的運動場の来場者が安心して公園を利用できることや、

運動場で行われるスポーツイベントを楽しく観覧していただくことができるようになること
でございます。

歳出としまして398万3,000円の工事費の追加をお願いしております。

歳入の内訳としまして、臨時交付金、それから、ふるさと応援寄附基金繰入金を充てるこ
ととさせていただいております。

20ページをお願いいたします。

こちらに見直しの内容をお示しさせていただいております。6月の定例会におきまして、
委員会よりいただきました御意見を基に、次の3点の見直しをさせていただいております。

まず、1つ目でございます。雨水の流入防止を図るために1段目の高さを確保させていた
だいております。

当初、説明の中ではレベルで0センチにしておりましたが、25センチ、スタートの段階か
ら上げております。園路からの水の流入はございません。座りやすい観客席にするため、段
差の高さを確保させていただきました。

当初、既存の階段が9センチの段差でしたので、2段分、18センチということで考えてお
りましたが、座りやすい高さ、30センチを確保させていただきました。観覧席の日差しを考
慮させていただきました。これは、当初、屋根の長さをベンチの長さに合わせまして3.4
メートルというふうに考えておりましたが、ひさしを伸ばしまして、4.9メートルを確保さ
せていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

続きまして、21ページをお願いいたします。

公共施設における感染症等拡大防止事業（図書館環境整備事業）でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式での図書館サービスを行うた
めの環境整備に必要なものをお願いしております。

主なものといたしましては、サーマルカメラ、空気清浄機、それから、返却された本の消
毒に必要な消耗品等でございます。

効果といたしましては、こういったものの環境整備を行うことにより感染拡大防止を図る

とともに、利用者の皆様に安心・安全に図書館を御利用していただけるのではないかと考えております。

歳入といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びふるさと応援寄附基金繰入金を使用させていただきまして、歳出といたしましては、消耗品費、それから図書館備品費に充てさせていただいております、歳入歳出ともに125万6,000円となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

続きまして、22ページをお願いいたします。

公共施設における感染症等拡大防止事業（文化・スポーツ施設環境整備事業）について御説明させていただきます。

事業内容としましては、町民会館大ホール、小ホールで実施するイベントをウェブ配信するため、可動式のウェブカメラを設置したいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、町民会館及び体育館にサーマルカメラを設置させていただきたいと考えております。

効果でございます。会場の人数制限をする中で、来場できない方がイベントに参加できるようライブ配信を実施し、多くの方の参加と文化振興を図っていきたいと考えております。また、イベントにおける新型コロナウイルス感染症対策としまして、感染の疑いのある発熱者の来場を制限するため、サーマルカメラを導入し、感染症の拡大防止を図りたいと考えております。

歳出としまして、小ホールのウェブ配信関係の修繕としまして350万2,000円、町民会館、体育館それぞれにサーマルカメラを設置する設備、備品の購入としまして、それぞれ104万4,000円をお願いしております。

歳入としましては、地方創生臨時交付金、町費、ふるさと応援寄附基金繰入金を充てさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

予算事業説明書23ページの新たな災害対応スタイル構築事業について御説明をさせていただきます。事項別明細書では7ページになります。

この事業につきましては、災害に備えて備蓄品や備品などの管理を行うため、防災倉庫を建設し、効率的な運用を行います。

建設予定地につきましては、資料24ページにお示しをいたしておりますように、町民会館北東の駐車場を予定しております。

建築面積は約100平米を予定いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として段ボール間仕切りや段ボールベットを購入し、避難所に設置することで飛沫感染防止などに努めてまいりたいと考えております。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,857万5,000円、町費が4,000円、ふるさと応援寄附基金繰入金が461万円で、合計2,318万9,000円となっております。

歳出では、11節．需用費では消耗品費に段ボール間仕切りや段ボールベットの購入費用として42万9,000円を計上いたしております。12節．手数料では、防災倉庫の建築確認費用として10万円、13節．委託料では防災倉庫建設に伴う実施設計業務委託料として206万円、15節の工事請負費では、建設工事費として2,060万円を計上させていただいております。歳出の合計は、2,318万9,000円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

資料の26ページをお願いいたします。

高校生の受診支援事業でございます。新型コロナウイルス拡大防止策として、町内在住の高校生に対し通院時医療費について、令和3年1月診療分から償還払いについての助成を行ってまいります。また、併せて令和3年4月から現物給付化を行いたいと考えておりますので、システムについて改修を行いたいというふうに考えております。

財源につきましては、歳入についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金199万4,000円、町費9,000円、ふるさと応援寄附基金繰入金48万7,000円、合わせて249万円となっております。

事業費の増大に伴いまして、会計年度任用職員等の雇上げを行う予定としております。

それから、主なものといたしまして、子どもの医療費助成システムのシステム改修に121万円、一月分の子どもの医療費助成費として40万円を計上させていただいております。合わせて249万円でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

新生児特別定額給付金事業として上げさせていただいております。事業の対象といたしましては、4月28日から3月31日までに生まれたお子さんに対して5万円を給付するものでございます。国の定額給付金が4月27日となっておりますので、それを過ぎたお子さんに対して5万円の給付を行っていくものと考えております。

次のページ、28ページ、29ページに事業実施要綱（案）のほうを掲載させていただいております。

重複しますけれども、第2条のほうに対象児童4月28日から3月31日まで、また、条件としまして次号のほうに支給対象としまして申請時に町内に住所を有すること、第3条に支給対象1人につき5万円というふうに掲載をさせていただいております。

また戻っていただきまして、27ページをお願いいたします。

財源といたしましては、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金564万7,000円、ふるさと応援寄附基金繰入金を140万3,000円、合わせて705万円というふうにさせていただきます。

歳出も同額でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

放課後児童対策事業でございます。新型コロナウイルス感染症対策の防止策といたしまして、児童の過ごすスペース拡大ということで、ひまわり教室A、Bですね、小学校内にあります2階建ての建物でありますけれども、そちらのほうにウッドデッキの新設を想定しております。一クラス40名程度、今入っておりますので、その3密対策として考えております。

建築面積については30平米程度を予定しております。

歳入といたしまして、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金825万1,000円、ふるさと応援寄附基金繰入金205万円、合わせて1,030万1,000円を予定してお

ります。

歳出の主なものといたしまして、実施設計分として92万7,000円、工事費として927万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

こちら放課後児童対策事業でございます。ひまわり館、コスモス教室の環境改善のほうを予定しております。1つ目といたしまして、学校のGIGAスクール等を同じくしたいということで、ひまわり教室、コスモス教室にWi-Fiの環境、それから、タブレットのほうを設置したいというふうに考えております。

それから、ひまわり館のA、B教室について、静養室が今現在ございますけれども、間仕切り等はございません。急な発熱等に対応するため、間仕切り等を設置したいというふうに考えております。

Wi-Fi等を設置することにより、支援員同士のミーティング等について、今フェース・ツー・フェースで行っておりますけれども、テレビ会議等で行う新しい生活様式にも対応できるものというふうに考えております。

財源内訳ですけれども、こちらについては子ども・子育て支援交付金特例分、こちら10分の10の補助事業になります。こちらが209万8,000円、それから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、こちら10分の10の補助事業になりますけれども、148万1,000円、町費として5万8,000円、合わせて363万7,000円の事業となっております。

歳出の主なものといたしまして、ひまわり教室通信ネットワーク環境整備、Wi-Fiの整備ですね——が115万8,000円、コスモス教室のほう86万4,000円、それから、タブレットといたしまして放課後児童教室備品、5台を想定しておりますけれども、22万3,000円、合わせて363万7,000円となっております。

事業説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

資料の32、33ページを御覧ください。

事項別明細のほうでは19ページにお示ししておりました林業施設災害復旧費の土砂等撤去手数料及び林道施設災害復旧測量設計業務委託料についてのマップを御用意させてもらって

おります。丸印と二重丸印、併せて今般14か所の災害箇所が発生しております。

2ページにわたっておりまして、32ページのほうが寺谷線でございまして、1か所ありまして、ここが土砂撤去箇所となっております。33ページのほうに林道が3つありまして、一の坂・河内線が4か所、それが二重丸になっておりまして、そのほかに丸が3か所、それと鎌浦線については1か所ございまして、これが二重丸の状況です。岩坪線につきましては計4か所のうち1か所が二重丸ということで、二重丸が今般の計上しております土砂撤去及び測量委託料の場所でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

資料最後になります34ページ、公共土木施設災害応急復旧位置図でございます。事項別明細は20ページになります。

今回、公共施設の災害応急復旧に対しまして災害復旧費の予算をお願いしております。全箇所54か所、道路災害、町道の路線にいたしますと26路線が災害の被害を受けております。

今後、応急対応と、また今回の予算に13節、業務委託料で上げさせていただいております公共土木施設災害復旧測量設計業務委託におきまして災害復旧の設計を行いまして、また、災害の被害が大きいものにつきましては本復旧を行いまして、災害復旧に努めたいと考えております。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時25分まで休憩をいたします。

～午前10時8分 休憩～

～午前10時25分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第32号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。ありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回また、新型コロナウイルス対策の補正予算という形で第1回の臨時議会、そして、6

月議会、そして、今回の第2回の臨時議会、合わせて約5億2,000万円、基山町で事業を行うという形になります。今、国、そして佐賀県が様々な事業を展開しています。個人向け、そして、事業主向けに給付補助金、そして、貸付け、場合によっては減免措置を含めてしているわけですが、今、基山町の町内の住民、そして、事業主含めて、どれだけの方がこの新型コロナウイルス関係の国、県の事業を活用しているのか。それがどれぐらい活用されて、そしてまた、どれがどれだけあと足りないのかと。足りない部分を基山町が拡充していくというのが本来の目的になるのではないのかなというふうにも思っています。

それで、少し分かる部分だけでも結構ですが、町長はいつか私たち議員に国、県の事業の一覧表を提出しますというふうに言われていましたけれども、ちょっと私ももらったか、もらっていないか分かりませんので、分からないんですが、どれぐらいの事業を国、県が展開して、どれぐらいの方がそれを活用しているのかというのが分かれば、それを御提示ください。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農林業商工部門の中で申し上げたいと思っておりますが、国、県の各種施策についての採択発表とかがあまりあっておりませんで、どの程度件数があるかというのも、問合せはしているものの、まだ返答もない状況でございます。現在掌握ができていない状況であります。

ただし、セーフティネットについては認証制度でありますので、定期的に数の報告が参っております。7月3日現在であります。佐賀県内においてセーフティネット4号の認定が3,144事業所、5号の認定が2,954事業所、機器関連の認定が409事業所となっております。計6,507事業所がセーフティネットの状況であります。そのうち基山町については、参考までに申し上げますと、7月19日現在で4号認定が170事業所、5号認定が35事業所、機器関連が11事業所の状況でございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

福祉課のほうでは、佐賀県の社会福祉協議会が行っております緊急小口資金等の貸付けに

ついでに数字が分かっておりますので、お答えしたいと思います。

現在、町内で34件の申請が行われておりまして、緊急小口資金と総合支援資金等の貸付けを受けられている方がいらっしゃるということで把握をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

分かる分だけという形で説明を受けました。それは、今いろんな取組を国はしておりますし、それこそ持続化給付金を法人等、中小企業を含めていろいろされているわけです。そういうのが一体どれぐらい基山町の個人事業主を含めて利用されているかというのは、調査をしていくべきだろうというふうにも思っています。

それから、今言われました、これは個人に対して社会福祉協議会がしている部分ですね、34件と言われましたけれども、大変少ないと。というのは、これは社会福祉協議会が行っておりまして、総合支援、そして、緊急小口支援、それこそ月20万円とか、対象者の場合月15万円とか、1年据置きの償還10年、それも無利子という形で、これは緊急支援には大変有効なんですね。こういうのをもう少し宣伝して利用を促すと。これは期限が多分7月いっぱいですかね。何かあるかと思いますが、そういうのをしながら、そして、今から議論していきます第3号の補正予算と一緒に議論していくというものが一番いいのではないのかというふうに私は思っています。

町長、先ほど言いましたように、私たちも国、県がどれだけの事業を展開しているのかというのが分からないんですね。それぞれ佐賀県のホームページとか国のあれを見ればある程度分かりますけれども、それを基山町の個人または事業主の方がどれぐらい活用されているのかというのは、これは調査されておりますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

持続化給付金等については特にしておりません。逆に言えば、それぞれの個人のプライバシーの問題にもなると思いますので、もともと町を通るようなスキームではございませんので、その調査をするというのはなかなか難しいかなというふうに思います。もし国とかで県別の件数が発表になるのであれば、その辺はぜひまた着目して、そういうのはフォローして

いきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回の臨時議会で国の第2次補正による交付金事業ということで提案されています。7月末が締切りということで申請をされたのだらうと思いますけれども、最終的には、9月末と9月30日ということもお聞きをしているんですが、それはどうなっているのか。この7月末の申請で終わりという形になるんでしょうか。報道では9月末というふうな報道もなされています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

基山町の場合は1つ目の船に乗りますので、間に合わなかったところとか、まだ議論が終わっていないところが9月の船に乗ることになりますので、9月の船に乗るところは今のところはありません。ただ、新型コロナもまだこれから収束する勢いが見えないので、第3次とかいうのも出てくるかもしれませんので、そのときには対応します。それと、もう一つが裏負担の補正予算、国の幾つかの補正予算に申請したものに対しては裏負担を認めるものがございますので、これは、GIGAスクールは今回、国の裏負担以外の部分は臨時交付金で上げていますが、裏負担はその段階で上げることになります。それが今、幾つか申請できるものがないかということで検討しておりますので、これは9月にもう一回出てくるということになりますが、いわゆる今の臨時交付金でやっているものについては今回で終わりということになります。だから、次は既存事業の裏負担分というのが基山町としては出てまいります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。あと1つ。ずっと報告もあっていたんですけども、国の給付金10万円の件ですね。これはもうほとんど交付された。その辺は今現在どうなっていますか。そして、

対象は具体的に家庭訪問等もするという事を言われたようですが、どうされているのか。できれば最後の1人まで追求していただきたいと思うわけですが。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在、7月29日支給分まで支出の負担を起こしているところでございます。7月21日までの申請で残りが68世帯、約90の方が未申請ということで、先週あたりから戸別訪問を行っている状況でございます。月末までには各世帯に各戸訪問を完了しまして、一度は対面で御説明をしたり、あとは、福祉課のほうに御連絡くださいというふうなポスティングを必ずしていくように予定をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

総体的に今回の補正予算でこれだけの金額を立てているわけですが、今回の補正でどういふことに力を入れて補正予算を立てよう、感染拡大防止なのか、生活支援なのか、何かそういうような基本的な考え方はあったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1つは厳しい世帯に対して追加でやるという話、もちろん、企業もそうなので、企業も今度2度目も出させていただくというのを提案させていただいていますが、そういう意味では厳しい世帯をきちっと選び抜いて出させていただくと、そういう形が一番です。

それから、2番目は特に今回新たに5万円と、それから高校生の通院費をやっておりますが、これは、名前は変わるとは思いますが、次年度以降も継続するいわゆる新型コロナが終わったからといってやめましたという形にならないものをよりすぐって優先順位をつけてやらせていただいているというところでございます。それ以外にも、一番大事な防災の倉庫であったり、そういった設備についても、それからカメラですね、温度センサーがついているカメラとか、そういったものもきちんと整備しながら、自分たちで言うのもなんですが、いろいろ考えて、非常にバランスが取れた施策になっているんじゃないかなというふうに思っ

ているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、事項別明細書に入ります。

3 ページをお開きください。

歳入、14 款 2 項 1 目、8 目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15 款 2 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18 款 1 項 10 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20 款 5 項 3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2 款 1 項 12 目、14 目、15 目。大久保議員。

○4 番（大久保由美子君）

14 目の防災諸費のところの 13 節の委託料、ここの 206 万円と、工事請負費の約 2,000 万円、

この倉庫の部分ですけれども、地図もいただいておりますけど、この完成予定はいつ頃になるのでしょうか。それから、11節、消耗品費42万9,000円、これが段ボールベットとかでよかったですよね。そこはこの42万9,000円でどれぐらいの間仕切りとかベット数の確保ができるのでしょうか。まずそれを教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、倉庫の完成時期でございますけれども、これから設計を発注するという形になりますので、早くても1月末とか2月上旬、場合によっては、年度末までという形になるのではないかとこのように現状としては考えておるところでございます。

それから、消耗品費のほうでございますけれども、この分については基本的には段ボールの間仕切り用としては50区画ぐらいを作れるだろうというところで、2メートル四方の段ボールを200枚、それから、ベット用としては2メートルの1メートル用、これを1,550枚、合わせて42万9,000円ということで、どちらも50区画ぐらいをまず備蓄させていただこうということ考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それが、この倉庫ができないことには備蓄できないと思いますけれども、それに向けて段ボールのベット、間仕切りも、今いろんなものがあるようで、耐久性とかいろいろあるようですが、そこら辺はよく検討される予定だとは思いますが、いざ緊急的な災害が起きたときに、本当に職員の間でそれが作れるものか、そういう事前の研修みたいなことをされる予定なのでしょうか。それと、資料では、段ボールの間仕切りとかベットを書いてありますが、それ以外にこの倉庫の中に緊急時の災害において、また、新型コロナもあるでしょうけど、必要なものはなかったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この段ボールの消耗品については、倉庫ができて保管するという考え方もあります

けれども、まだまだ雨季が続いておりますし、それから、台風の時期も今後迎えますので、そういった意味では、発注した業者ときちんと打合せをさせていただいて、急に備えておくとか、業者側のほうでストックをしていただいております、完成までに起きたときにはそちらから供給をしていただくような体制を取っておきたいというふうに現状としては考えておるところでございます。

それから、この倉庫に入れる分でございますけれども、既に基山分署の横に水防倉庫というのを役場のほうで持っておりますけれども、こちらのほうに組立て式の簡易トイレ、こういったものを今置いておりますので、こういった部分を持ってきたり、あと本部の格納庫のほうに本町が所有しております発電機、そういったものも置いておりますので、そういった部分含めて、今度の新しい倉庫のほうで保管をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

事業説明書で書いてあるわけですが、23ページですね。先ほどの質問では、段ボールの間仕切りとかベットの50区画というふうに説明がされました。ですが、今回の7月の豪雨で避難された方が53名と。そうすると、2018年7月6日の豪雨では327名ということだったんですね。これで対応できますか、50区画ぐらいで。いや、そのぐらいしか避難されんじやろうということならば、300名から避難をされているわけですから、対応としてはもうちょっと充実させないかとやないかと。そういうふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あとは避難所での使い方というところもあると思いますけれども、もう一つはこれまでも少し議会のほうにもお話をさせていただいたことがあったと思いますけれども、具体的に申し上げますと、町内に段ボール工場がございまして、そちらのほうとお話をさせていただいて、基本的には1日あれば稼働の状況にもよるとは思いますけれども、必要数については優先的に供給をしていただけるというお話もいただいておりますので、あくまでも倉庫の場所自

体の限りもございますので、当面必要数ということで50区画程度を確保しておれば対応できるのではなかろうかと考えておりますので、それ以上になってきますと、当然うちのほうで用意する場合にはそういった業者もありますし、それ以上の災害になってまいりますと、例えば、今回の人吉市の災害などでいくと国のほうがプッシュ型でそういった段ボールベット等については送付をするということにもなっておりますので、どれぐらいの規模を想定するかということもありますが、備蓄という考え方からいけばこの程度で十分ではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、確認ですけど、町民の方からですね、こういう災害というのは毎年起きるのは間違いないということで、今年もまだちょっとある、来年もまたということになるだろうと思うんですが、さっき言った2年前が327名という報告ですけど、それには、仮に327名の方がこのコロナ禍の中で避難したとしても、町内にある段ボール工場の協力を得ながら、備蓄も活用すれば全部対応できますよということなんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そのように考えておりますし、あとは段ボールベット自体がいわゆるある意味使い捨て的なところがございますので、どの時期にどの程度まで作るかというところも少し考える必要があると思っております。今、本町の場合で避難所を開設したときも、ほぼ一晩であったりとか、そういったときにベットまで組み立ててするというのは逆に非効率な部分もございますので、そういったところについては臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。天本議員。

○2番（天本 勉君）

先ほどの建設が年度末予定ということで、あそこの使われ方ですけれども、逆にいろいろあそこが100平米ぐらいで予定されておりますけれども、何か整理棚とか、ああいうのは買

わんでよかったのかなと思ってですね、18節の備品購入費は計上されておりましたが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

棚については建築工事の中で作りつけという形で対応していきたいと思っております、備品での購入ということは考えておりませんでした。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

プレミアム付商品券の件ですけれども、これは、後ほど議会が終わった後に担当課のほうから御説明があるというふうには伺っているんですが、そちらのほうでもいろいろな質問はできますでしょうか。できるのであれば、細かいことはお聞きしないんですけれども、できないのであれば、ここで尋ねたいことがあるんですが。

○議長（品川義則君）

中村議員、この予算については、今ここでお願いします。先ほど言われたのは、前の予算ですので。（「分かりました」と呼ぶ者あり）中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらのプレミアム付商品券の予算の件なんですけど、最初のほうの雑入のところでもそうですが、収入が前回は1億2,500万円を予定されていたのが、雑入が8,000万円と、それから、ここの規模が縮小されているということは、どのような理由によって縮小されているのかと、それが1つ。

それから、この間、こういうものがチラシが入っております、拝見させていただきました。こちらで申込期日が延長されておりますが、その延長の理由は書いていないので、これを教えていただきたい。

○議長（品川義則君）

中村議員、その件につきましては全協のほうでお話をします。

○1番（中村絵理君）

分かりました。すみません。規模を縮小された理由をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

プレミアム付商品券につきましては、第1弾で消費喚起型を8,000冊、それから、飲食店応援型を5,000冊、小規模事業者の応援型を4,000冊ということで発行をさせていただいておりますけれども、その販売につきましては3密を避けるために、今回は事前の申込型ということで受付をさせていただいたところがございます。受付の状況、皆さん購入をしたいとおっしゃってくださっている……

○議長（品川義則君）

参事、質問と答弁が違います。補正予算についての縮小された理由について説明をお願いします。

○産業振興課参事（山本賢子君）

失礼いたしました。縮小といたしますか、この予算の分を追加して発行をさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

防災倉庫について1点だけ確認ですけれども、防災備品はこの100平米の中にどういったものを入れるというのは、もう大体頭に入っているというか、計画が立っているのでしょうか。その中には重量物とか、そういったもの、重たいものはあるのか、ないのか。2人以上で抱えるようなものがあるか、ないか。そこら辺は答えられますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

備品ということになれば、先ほど申し上げました部分でいくと発電機という形になると思います。一番発電機そのものが重量物という形にはなるかと思っておりますけれども、そちらの部分についてはコンクリートのたたきの部分をつくって、そちらのほうで保管をしたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

発電機ということであれば、できれば大体2人で抱えられるものですね。もし防災倉庫で、例えば、水中ポンプの大きなやつを置いておくとか、それはリースで対応すると思うんですけども、そういったものがあれば2トンぐらいのホイストも計画しておかなければいけないのかなと思ったんですけど、そこら辺はよく検討されているということでよろしいですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

仮にそういった大きな備品を保管することになれば、その分についてはどちらかというと、今ごさいます水防倉庫、そちらのほうで保管をすべきかなと思っています。そちらのほうには2トンのウインチをつけておりますので、トラックの積み下ろしもそういったウインチを活用してできますので、そちらのほうで、もしそういったものが出来れば保管をしたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

防災倉庫なんですけれども、今現在、この庁舎の4階に防災用品等、水とか食料品とか備蓄してありますけど、これを一括して今度の新しい倉庫に移管するということになるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

4階の食料品と水に関しては、今回建築をいたします部分はプレハブ系で考えておりますので、少し断熱とか、そういったところが必要になってくることを考えたときには、これまで同様に、食料品に関しては4階で備蓄しておくほうが適切ではないかというふうに現状としては考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

こういうふうに非常時に使うようなものというのを、例えば、あんまり1か所に限定してしまうと、仮にその辺、町民会館、庁舎の向こう側ですか、町民会館の奥側が地震等があったときに崩れたりする可能性もありますから、複数の箇所、水なり食料品等も2か所にさせていただいたらいいかなと私は思っておりますけれども。

今回のこの場所がメインにはなると思いますが、食料品、水とかは両方で保管してもいいかなと私は思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今の本町のほうが指定しております避難所自体が、この役場を中心としたところに町民会館、総合体育館、それから、保健センター、それから、合宿所、それから、基山っ子みらい館などたくさんございますので、そういった意味では議員おっしゃったような形で少し分散をさせるのも一つの考え方だと思いますので、そういった部分については今度の建設の部分も考慮しながら、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今回、新たな災害対応スタイル構築事業ということで防災倉庫を建設されるということで、今回の7月豪雨に際しても、役場の職員の皆様方は昼夜を問わず、いろいろ対応していただいたことは非常にありがたかったと思っております。ただ、今回の災害対応スタイル構築事業というのは、あくまで役場側の今後の対策ということで、今の話の流れでいくと、段ボールに関しては、段ボール工場のほうにある程度協定をしてストックを置いていただく、食料に関しては現状のままということであれば、そんなに町民に対しては何ら大きな変化は感じられないようなところもあると思います。

実際、今回の九州豪雨でいろんなところで災害が起きたときにも水害等で避難所に行けなかったりということで、各公民館、今2区と7区ですけども、ほかの公民館を避難所として対応することはできないかとか、ほかに新型コロナ対策として町民がどういうことを

して避難所に来たらいいとか、そういうところの啓発というのがあまりまだ十分にされていないところがあるんじゃないかなと思っております。ですから、できれば、今回のこういった新たな災害対応スタイル構築事業ということで上げるのであれば、これはこれとして予算は組んで進めていっていただきたいと思いますが、それと併せて、例えば、防災訓練等で段ボールの組み方等の啓発、あるいは避難場所に行くときの避難の対応のやり方とか、今後の変わったところですね、変わっていくところとかをもう少し町民に対して発信していく必要があるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった避難訓練等については一昨年ぐらいから、まず平成30年度に第4区をさせていただいて、昨年度は第6区、今年度も具体的にどの区ということで御相談はしておりませんが、また今年度も実施をさせていただく予定にしております。

そういった中では、ただ単に避難をするだけではなくて、公民館に避難をしていただくという形を取らせていただいておりますけれども、そちらで集まっていた方に今度は地図上でいろいろな避難所までの危険場所であったり、自分が日頃から危険と思ってある場所を地図化したり、そういった、DIGという手法を使って少し検討していただいている部分もあります。そういったところを少し拡大していく部分もありますし、一方では、議員おっしゃったように各区の公民館をどう活用していくかというのは、自主防災組織の中でいろいろと各区でも検討されておりますので、そういったときに町としての考え方であったり助言であったり、そういったところをさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

せっかく段ボールベットとかを用意されているということで、パーテーションもそうなのですが、やはり避難所に行くとなると、プライバシーの問題とかストレスがたまっていくとか、あと、高齢化とか、そういうことを理由にしてなかなか避難所に足が運べないという

方も多数いらっしゃいます。そういう中でこれだけの予算をかけて事業をしていくのであれば、やっぱり安心して町民の方がこういった町民会館、あるいは総合体育館、保健センター等に避難できるような啓発というか、発信も一緒に行っていく必要があると思いますので、ぜひその点もよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

なかなか一堂に会してというのは難しいと思いますので、そういった避難訓練の折であったり、毎年自主防災組織のリーダー研修をさせていただいておりますので、その一こまなりで検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

19節の生活支援特別給付金4,000万円。1,900世帯にということで、私は非常に歓迎するものでございます。

そこで1つお伺いしたいのは、資料の14ページに、この支給事業の実施要綱というのが案として出されておるわけです。その中で、定義、第2条、支給対象者ということで、そこに書いてあります。ちょっと説明をお願いしたいんです。それはなぜかといいますと、国の1人当たり10万円の給付の受取人を世帯主として限ったんですよね。そのことで様々な問題が出てきたと。私も一般質問の中で、父ちゃんが独り占めしてとかなんとか、いろいろ言ったんですけれども、そういう問題も発生をしておるわけです。今回はこれを見ていると、そういうことはないだろうなという感じもするわけですが、ちょっと説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の支給対象者といたしましては、16ページの別記のほうに支給対象者の項目としてア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケまでのいずれかの要件に該当する世帯の世帯主に支給すると記載をしているところでございます。

世帯主のほうにした理由といたしましては、このア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケに重複した項目に該当する世帯もございまして、重複されていても、そこは1世帯に1項目該当していれば対象世帯になりますというところで確定をするようにしておりますので、今回の件につきましては、支給対象者についてはその世帯の世帯主というふうに定義をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは分かりますけど、必ずしも世帯主ということに限るわけじゃないんですけれども、世帯主という言葉を外してもいいんじゃないかというふうに思うわけですね。そういう意味で、国の給付金の事業でもいろいろあったということで、その世帯のどなたかという形でも、私はよかったのではないのかなという感じもちょっとしたので、ちょっと意見申し上げたんですが。言われることは分らないんですけど、何かありますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の給付金の対象世帯につきましては、主に特別定額給付金を給付したデータを基に給付を行おうと思っておりますので、特別定額給付金では世帯主のほうに給付をしておりますので、ほとんどの方が——世帯主の方が亡くなられたりするとまた新たな届出が必要になってくるんですけれども、今回、世帯主等変わっていないということであれば、その世帯主の方の口座等も特別定額給付金で把握をしておりますので、そちらのほうに給付をということで早急な給付ができるということで考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

同じく19節の生活支援特別給付金なんですけれども、こちらのほうの給付対象者の中で、

多子世帯というのがあるんですけども、通常は多子世帯というのを調べてみると3名、子ども3人というのもあるんですが、ここの16ページの資料のほうのクでは「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが5人以上属する世帯」というふうになっているんですけど、これは基山町では5名以上ということに決められたのは、何か理由があるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

基山町のほうで現在、多子世帯応援の要綱というのがございまして、そちらの要綱でも18歳未満の子ども5人以上を養育している世帯という設定というか、定義をしているところでございますので、それに合わせて今回の支給対象者につきましても18歳未満5人以上のお子さんを養育する世帯ということで、その対象を決めさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、今回は3名以上というのは全く検討しなかったということなんですか。それとまた、給付対象者のうち中学生以下の子どもがいる世帯主に対し、1世帯当たり1万円をとっているんですけど、ここでまた上乘せをされた理由というのをお聞きしたいんですけども、このうち、子どもがいる世帯、それだったら3人以上いる世帯にもしていいのかなというふうにはちょっと私は思うわけですけど、この上乘せをされたのはどういう理由があつてなんですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

3人以上、4人以上ということも検討のほうはしたところでございますけれども、一応今回は、先ほど申しました多子世帯の応援の要綱等に合わせたところで5人以上ということで決定をさせていただいたところでございます。

また、この支給対象者のうち、中学生以下のお子様を養育する世帯に対して1万円の追加支給ということに関しましては、やはり学校の休校とか、あとは保育所、幼稚園等、お仕事

がお休みになってそういったところでお子様の養育にお金がかかっている世帯が多いのではないかと、1万円の追加支給というところで、今回提案させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

1点、ちょっとよく分からないので御説明いただきたいんですけども、この事業は令和2年6月30日を基準日としております。この後、まだ説明はされておられませんけれども、子ども課のほうから新生児の対象給付の5万円というのがあります。これの基準日が4月27日になっておりますが、そうすると、この給付対象者のうち中学生以下の子どもがいる世帯に1世帯当たり1万円を上乗せして給付するということですが、これは4月27日から6月30日までに生まれた新生児の方は給付対象外になるということでしょうか。ちょっとよく分からないので、もし給付対象にしていらないのであれば、なぜそうなのかということをお説明ください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回の生活支援特別給付金につきましては、6月30日時点で本町の住民基本台帳に記録されている者ということですので、住民票が置かれているという方が対象になりますので、別記の1項といいますか、支給対象者のうちに該当する方の中で、新生児の方が、例えば4月28日から6月30日までに生まれている方がいらっしゃる世帯につきましては該当するように考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

基準日を6月30日にした根拠は何ですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

基準の根拠としましては、今回の臨時会の直近の月末の期日ということで基準としているところがございます。それによりまして、この予算の承認をいただきましたら、この支給対象者の方を確定いたしまして、給付の事務にすぐに取りかかることができるように一応6月末日を基準日としているところがございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それでは、資料の11ページ、医療機関関係は4月1日に適用されているんですよね。これも6月30日じゃなくて、4月1日に適用すればいいんじゃないですか。根拠が何で6月30日かということに答えていないんですけど、これはさかのぼって遡及適用をする。普通、遡及適用はなかなか難しいんですが、こういう損害を与えないことだから、4月1日に年度でさかのぼって基準日を定めればよかつちやなかですか。その6月30日の根拠は何ですかと聞いているんですけど、何ですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

4月1日、あまり過去にさかのぼりますと、直近の家族の構成等、過去の状態と変わる方もいらっしゃいますので、一応今回の生活支援特別給付金では直近の6月30日ということで対象者という、その時点の住民基本台帳に載っている方のうち、この支給対象者を対象者として定めているというところがございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

全く根拠はないとですよ。医療機関の助成は4月1日にさかのぼって給付するんですよ。だから、4月から6月までに生まれた人は対象にならないんでしょう——生まれた人げな、転入された方は。今年4月から……（発言する者あり）あ、そうか。（発言する者あり）何も問題なかとか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

これは支給する基準日になりますので、その日に基山町に居住していた者に支給するということです。医療費は4月1日から3月31日までに使った経費に対して領収書とか出していただければ、その分を支援しましょうということで、全然違いますので。それは基準日を示さないと、いつの時点で誰に給付するかというのが分かりませんので、議会の一番直近の月末に基準日を置いて、なるべく早く支給したいということでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ生活支援ですから、生活が大変厳しいという方にするというのは私も分かっております。それで、今回の場合は特別給付金を支給する旨を通知すると、そして受け取りを拒否することもできますよという通知もあろうかと思うんですね。その受け取り拒否の通知が返ってこなければ、もう自動的に先ほど言われたように指定口座に入金しますよという形ですね。それで、私は今回こうして基山町が支給対象者を絞って支給しますよという通知の目的、第1条で目的を書いてありますけれども、この目的をきちっと記載すべきと。ただ単に支給するだけじゃないんだと。限られた財源の中からきちっと議会でも議論して、そして、生活支援特別給付金を支給するんだというふうなことを記載しなければならないというふうに思っておりますけど、こういう原文といいましょうか、これは完全に出来上がっていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

通知文につきましてはまだ作成をしていないところでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられましたように、そういった通知の際は、この給付金の目的等をしっかりと記載いたしまして通知文のほうを作成してまいりたいと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ、アからケまで支給対象者が書かれております。例えば、町で把握されている部

分では非課税世帯とか、いろんな部分はもう町が全て情報を持っていると思うんですね。問題は65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯。これが、実質は息子か娘にしてもいいんですけども、住民登録はまだ一緒になっていると。しかし、実質はもう一人で生活しているというふうな場合もありましょうし、今、逆に言えば、家庭の中で2世帯住宅、実際は一緒に住んでいるけれども、世帯主を別々にしていると。そして、世帯主の方が、例えば一人でしたら65歳の一人暮らしになったりしますね。この辺を厳密にしなければ、やっぱり問題が後から出て困るなというふうに思いながら見ていたんですけども、この辺の取扱いはどのようになっていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

委員おっしゃいますように、実際は親の世帯とお子さんの世帯が、世帯は別ですけども、同居されているという実態等ある場合もあるかと思っております。今回の対象の世帯といたしましては、住民基本台帳上で世帯を分離されているところにつきましての一人暮らしの高齢者というところで判断をするようにしておりますので、ただ、そこまでの実生活というか、実態の家庭の事情までは確認する、こちらのほうも労力もございませんので、そういったところにおきましては住基上で一人の世帯というところの対象者の方につきましてはもう一律に給付するというような考えを持って、こちらの世帯としましては考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今、重松議員がお尋ねになられたところで、私も65歳以上の一人暮らしというところは気になっていましたけど、今答弁いただきました。そのいと、ウの生活保護、保護者というんでしょうか、その方は、例えば、その中にたくさん非課税世帯とか児童扶養手当、特別児童、いろんな世帯の中に生活保護受給世帯も入れられていますけれども、すごくダブる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよ。生活保護を受けながら、この非課税、いろんなそこら辺の。要するに生活保護受給世帯に入れられた目的は何でしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

生活保護受給世帯を含めたというところですが、一応、生活保護につきましては最低生活基準の支出に対して収入で足りないところを補うというような制度になっております。ただ、そういった生活保護の受給世帯におきましても、やはりこの新型コロナウイルス感染症の状況の中ではマスクとか消毒剤の値段も市場では高くなっていてところもございまして、生活費の負担が増加しているようなところもあるかと思っておりますので、そういったところでは、こちらの生活保護受給世帯も支給対象の世帯として考えたところがございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私はこの方が何で入れられたかというのを除外しようとかいう思いは全然ないんですけど、そうやって生活保護をもらってある方は、それですと今までもなさって来てあったかと思うんですけども、マスクとか、それは一般どなたでも条件的には一緒じゃないかなと思いますけど。

それで、この生活保護受給世帯は基山町でどれくらい対象になれる方がいらっしゃるんですかね。要するに児童扶養とか、そういう方たちとはまた別になるわけでしょう。生活保護世帯の方は、結局、児童扶養手当とか特別——子どもがいる場合ですよ。そういうところは、あくまでもどちらかが優先されて1世帯2万円になるわけですからね。ちょっとそこら辺もう一回。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在把握している生活保護受給世帯といたしましては、42世帯ございます。その中でもやはり一人暮らしの高齢者世帯もございまして、そういった児童扶養手当を受給されている世帯もございまして、また、就学援助等を受けられている世帯もございまして、今回の支給対象としてはどこかの項目に該当していれば支給世帯ということになりますので、項目が2つ、3つ該当しているからということで2万円を積み上げて支給ということでは考えておりませんので、一律で1世帯2万円で、その中でも中学生以下のお子様がいる世帯には1世帯1万円

ということで考えているところでございます。（発言する者あり）1万円追加です、すみません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目。末次議員。

○5番（末次 明君）

1目の19節、新生児特別定額給付金ですが、松田町長にお考えをお伺いしたいんですけれども、私の身近にもおいっ子、めいっ子で出産をしたり、あるいは結婚式が延期、中止になった方が複数いらっしゃるんですが、やはりこういう給付金というのは国のとは別に、基山町みたいところが給付するというのは非常に重要かと私も思っております。特に基山町は定住促進をしておりますので。

それで、これから出産しようと考えてある若い世帯に対して町長のお考え、基山町の姿勢というのをここで言葉にして表してほしいんですが。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、きっかけは議会からの事業提案がございました、新型コロナで。そのときに給食費の提案がございました。そのときに私が申し上げたのは、子育て支援の関係はいろいろあって優先順位をつけているんだけど、給食費ももちろん検討の中には入っているけど、一番最後になるという話はずっと常日頃から言ってきたところなんですけれども、特に今回、コロナ禍なので、今年だけやったらいいじゃないかという御指摘も受けたんですけれども、こういうものというのは一回出したら、次の年に出さないというのは非常に難しくなるので、そういう意味でいうと、最初に高校生の通院を前倒しでやるという提案をさせていただきました。そしたら、例の4月28日以降生まれた学年の子が不平等になると、そういう御指摘がさらにございましたので、これにつきまして10万円ではないけれども、この半分の5万円ということで、それをまずここでさせていただく。さらに、これはまた来年度以降の議会にかけさせていただきますけど、名前を変えて、新生児に対して1人5万円というのを来年度以

降も提案させていただくというのを来年度の当初の3月議会でまた提案させていただきたいというふうに思っております。

今回新型コロナで2つのことをやっておりますけれども、高校生の通院と、それから新生児の5万円は、新型コロナで始めて、次年度以降も続けさせていただきたいと思っております。加えて、給食費のことも少し何か加味できないかなということがございましたので、先ほどから議論になっておりました生活支援、1個該当でも2個該当でも3個該当でも1世帯2万円なんですけれども、中学生以下のお子さんがある家庭はプラス1万円というのは、給食費だけではなくて、保育園の費用も入ってきますけど、そういったことも含めて、そこも考慮して今回改良を加えて提案をさせていただいているということでございます。

いずれにしても、子育て支援というのは基山町のこれからの核でございますので、定住促進と並んで核になると思っておりますので、この新型コロナを契機としまして、また次年度以降もきちっとした形でフォローできるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

これはまた各課の課長さんたちにも今の町長の言葉を聞いていただいて、ぜひ来年度以降の基山町での出生が増えるように皆さん方もこの5万円のPR、これは来年度以降どういふふうな形になるか分からんけど、ぜひ定住促進につなげるようにしていただきたいと思えます。これはお願いというか、要望でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

同じく今の件で新生児の給付金ですね、1人当たり5万円と。町長は来年度以降も続けたいというような考えのようですが。

それで、資料の28ページですね。申請期限というのがあるんですよね。これが令和3年3月31日までですよというふうになっていますよね、申請期限。ところが、3月31日に生まれた人は、そしたら対象にならないような感じがするんですよ。（「なる」と呼ぶ者あり）なりますか。3月31日。例えば、夜中に生まれると。（発言する者あり）申請する時間ないで

しょうもん。（「時間じゃない」と呼ぶ者あり）時間じゃない。（「生まれときゃよか」と呼ぶ者あり）生まれときゃよかと言われよっけど、いや、後で修正してもらえればよかですよということなんでしょうか、ちょっとそこを説明してください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、新生児ということですので、出生届については2週間以内に出すということがございますので、申請時点で3月31日としておりますので、こちらの対象にはならない可能性が出てきます。ただ、先ほど町長が申し上げましたとおり、4月1日以降も同じような制度、名前は変わってきますけれども、予定をしております。その時点でこの特別給付金の対象になった方で申請を受けられていない方というのは、文言を追加で入れて広げるようにしたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

分かりました。結果的にはなるということでしょうけど、町長がそれをしなければ出産祝い金的なものを設けるといふような感じなんですけど、それがなければ、これは対象にならないということです。設けられるということですから。

次に、同じくその子どもの医療費の拡充の件で、これも大変結構だというふうに思っています。ただ、来年4月から予定をしていたんですけど、繰り上げて1月からやりますということで、ただし、今現物支給なんですけど、現物支給については来年4月からですよ、1月から3月分は償還払いですよというふうな説明だろうと思うんですね。これは1月から現物支給にできるんじゃないですか。できないんですか、これは、3か月分。これは準備ができないということなんですか。私はできるのではないかというふうに思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、幾つか説明をさせていただきますけれども、現物給付する場合については、当然現

場のほうが医療機関のほうになりますので、医師会についてきちんと説明をさせていただく期間が必要になってくると。それから、住民についても受給者証を発行しないといけませんので、受給者証のほうの改定を行います。今予定していますのは、小学校から対応が全て同じになってきますので、一旦小学校からの分を全部回収しまして、もう一回給付をし直すということが現物給付になってきますので、事務量としても非常に多くかかってくると思っております。

それから、支払いについてはシステム関係を医療機関のほうが入れておりますので、その社会保険支払基金、それから、国保連合会との協議を今行っていますけれども、それについても相当数時間がかかるということで、今、4月を予定しておりました。ただ、先ほど申しましたとおり、準備には時間がかかりますけれども、償還払いであれば、うちのほうの準備だけが整えばできるということで1月から前倒しをさせていただくというふうにさせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それで、償還払いだったら1月から前倒しとおっしゃいますから、その償還払いでしたら1月じゃなくて、もう少し——今回、これは可決されますよね。ですので、もうちょっと早めに……

○議長（品川義則君）

可決されるか分かりません。

○4番（大久保由美子君）

ごめんなさい。私は必要だと思います。それで、もう少し早めにできないんでしょうかね。それが1点です。

それから、これは18節に病後児保育室備品に15万2,000円、ちょっといろいろ見たんですけど、この病後児施設の備品に該当するような説明がなかったので、それは何なのかを教えてください。まず、その2点お願いします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、償還払いにするにしましても、まず条例改正のほうが必要になってきます。条例改正をする場合については、現物給付を見据えたところでの条例改正が必要になってきます。今、区分についてが、先ほどちょっと触れましたけれども、未就学児、それから小学生、中学生、高校生の入院というふうに3つに分かれておりますけれども、まずそもそも2つで大丈夫かという議論を、今させていただいておりますので、その4月からの分の制度設計が出来上がったところで条例改正を行いますので、それも含めて、今議論をしているところですので、今、12月あたりに条例改正をさせていただいて1月から給付というのを予定しております。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

病後児保育室備品についてでございますけれども、これについては加湿器がついた空気清浄機のほうを3台購入するということにしております。これにつきましては、子ども・子育て交付金、国のほうより10分の1の補助での購入ということにしております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それから、次の……

○議長（品川義則君）

大久保議員、項目違います。お待ちください。

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今の病後児保育室の件ですけれども、今の利用状況と、今後の見通しというか、コロナ禍もありましたけれども、今の状態どういうものかお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

病後児保育室につきましては、まだ利用のほうはあっておりません。キャンセルのほうは

4月から3件程度ですね、当日キャンセルというのがございました。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

○健康増進課長（中牟田文明君）

今後については、保育園等を回りまして周知のほうは一旦行っておりますので、もう少し、今度医療機関等も含めたところで周知等を行っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

主に今のところ利用者はゼロと、申請があってもキャンセルということで、いいことなのか、悪いことなのかちょっとよく分からないんですけども、もしこのままこういう状態が続けば、あそこは一応維持費もかかってくると思うんですけども、空いている時期とか、そこは多分予約制でやってくると思うので、空いている時間とか、そういう類いを何かほかの利用とか、そういうのは考えられるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

一応、これは補助事業を使っておりますので、別の用途で使用というのはできないことになっておりますので、お願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、病後児保育室の件がありましたけれども、小学校3年生まで利用が可能になっておりますので、利用状況として、現在まだ使われていないということがありましたので、今週校長会をした中で、周知徹底について校長だより等でしていただくようお願いをしたところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

その利用はしていないけど、登録されている方はいるんでしょう。何人かあれ登録制よね、たしか、ですよ。登録の実態はどうなっていますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

ちょっと数字的なところは持ってきておりませんが、30名程度は登録されてあったと思います。（「正確な数を教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

新生児5万円ですね、議会側から10万円と言われたが、町長、5万円。5万円でもですね、貴重な金額と思います。

それで、新生児のこれは申請主義ですね。そうすると、もう一つの生活支援特別給付金は申請主義じゃなくて、定額給付金と一緒に申請しなくて口座に振り込むということですけど、この新生児特別定額給付金を申請主義にして直接給付型にしなかった理由、根拠を教えてください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、出生届についてですけれども、これは窓口のほうに皆さんお持ちになられます。もちろん郵送で出される方もいらっしゃいますけど、郵送で出される方は、去年ですと3件程度ということで非常に少ない数でしたので、窓口のほうに来られます。窓口に来られたときの流れといいますのが、その後、こども課のほうに来られます。児童手当の申請、それから、子どもの医療費の申請、そのときに口座の登録等もされますので、そのときに併せて申請をしていただくというふうにしております。それから、今回、口座のほうについては児童手当と同様に、世帯主じゃなくて父または母というふうにしておりますので、新たに口座の申請が必要になってきますので、定額給付金の口座を使うわけではありませんので、申請主義とさせていただきます。

それから、出生は、随時お生まれになりますので、その都度申請をしていただくというの

が一番確実な方法ではないかというふうに考えて申請主義とさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

基山っ子みらい館の光熱水費の件でちょっとお尋ねをしたいんですけれども、こちらで補正が21万7,000円というふうになっておりますが、こちらにつきましては、当初の予算で9,904万円、プラス今度21万7,000円ということで、もう既に1,000万円を超える予算となっておりますけれども、こちらの増は単発のものなのか、これから先、継続されていくものなのか、要はこの21万7,000円を増やされた理由、何によるものなのかというのを教えていただきたいんですが。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

予算のところには、こちらのほうになりますけれども、こちらは旧保育園の水道光熱費でございます。旧保育園の水道光熱費を少し上げさせていただいたのは、例えば、新型コロナ等が発生して保育園が休園になってしまったという場合について、どうしても必要なお子さんについて預かる場所が全くなくなっておりますので、旧保育園のほうを活用して一次預かり事業ができないかということで、今回水道光熱費の補正をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかに。中村議員。

○1番（中村絵理君）

では、これは今後も補正として上がってくる可能性は、時期的に今後、新型コロナがずっと続いていけば足されていく可能性が出てくるということでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

通常分については予算のほうを計上していたんですけれども、今回、新型コロナで子どもを預かった場合について、エアコン代だったり、電気代あたりが少し跳ね上がるだろうということで補正をさせていただいております。1か月程度利用する場合を想定しておりますの

で、例えば、新型コロナが発生しなくて使わなければ補正等はないと思いますけれども、使うような事態、あまり想定はしたくないですけれども、場合については補正等が出てくるかと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

1目19節の新生児特別定額給付金について、1点だけ確認です。

といいますのは、国の特別定額給付金の基準日が令和2年4月27日までと、それを超えて翌年3月31日までが基山町独自で考えたわけですけれども、そうすると、国の基準日を超えているということで、国の交付金ですか、今度は地方創生臨時交付金、こちらのほうからお金をいただくような歳入を計画しておりますけれども、これは確約されているというか、間違いのないところでしょうか。その確認だけお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

幾つかの事業を今回提案していて、それはたしか配分されているものよりも6,000万円ぐらい多いので、事業によっては対象にならない。だから、そこはどれを対象にする、しないかも含めて、それから、場合によっては縮小する事業もあるかもしれませんので、そこは調整しながら、場合によっては変更承認とかを使いながらやっていきたいと思っておりますので、現段階でどれを優先的につけるみたいな形ではなっておりませんので、そこはちょっと御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、この項目については、金額は違いますが、基山町単費でもやるべきじゃないかという議員の発言の部分もありまして、もし国が駄目ですよということになれば、これがおじゃんにならないように何とか配慮していただきたいということでもあります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

だから、そもそも6,000万円は町単を今回つけて出ささせていただいているわけですので、それ以上、臨交金が追加で配分になったりする可能性は、今のところほとんどないんですけど、そういうことがあればうれしいし、あとは事業を展開していく中で少し縮小したり節約できたりすると、その6,000万円が少し減るようなことも、正直期待もしていますけれども。そういう意味では、事業がなくなることはございませんので、最初からそのつもりで今回提案をさしあげておりますので、今回提案している事業は、基本全部やらせていただくというふうな、ただ、無駄をなくして少しでもコストカットしていきたいなとは思っているところなんですけれども。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項4目、5目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

先ほどは失礼しました。4目のことでお尋ねします。

13節のひまわり教室ウッドデッキ工事設計と、次ページの分の工事費負担、ここら辺の説明書も何にもないですよ。どういうウッドデッキをどこに設置されるのか、どういう感じで。それで、先ほど事業説明のときに一クラスが40名が多いということで密を避けたいということで、建築、ちょっと早口で私聞き取れなかったけど、何平米のウッドデッキを造られるのかという、平米数をおっしゃったんでしょうかね。ちょっとそこも確認が取れていませんので、どういうふうな工事をされるのか、もう少し具体的に説明をお願いして、それをするによってどのような効果を新型コロナ対策として得ようとされているのか、そこまで教えてください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

事業説明書の30ページのほうになります。

まず、現状で申し上げますと、ひまわり教室A、B、Cございます。C教室が新しく建て

た平屋の建物になりますけれども、こちらについてはウッドデッキのほうがついております。今、3密対策ということでウッドデッキのほうを活用しながら、子どもさんたちをお預かりしているということでございます。ただ、A、B、2階建ての建物については一クラス当たり40名程度のお子さんが来ております。その中で余剰スペースが少し少なくなっているということもございましたので、1階部分、予定としましては、まだ設計はきちんとできておりませんが、道路に面した部分、南側のほうに30平米程度の屋根付きのウッドデッキを設置したいと思っております。こちらについて設置することで3密対策になるのではないかとこのように考えているところです。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

南側全体を長さで幅で30平米を取って屋根つきということで、屋根がついているから、要するに部屋の窓とかを開けたりして通気性をつくりながら、このウッドデッキでも子どもたちがまあまあお天気がいいときとかは活動するというような目的でできるんですかね。要するにCが既にあって、それがすごく有効に活用されているというところから、A、Bにも今回新型コロナ対策で設置するというのでしょうか。検証はされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

検証は行っておりませんが、もともと支援員等と話をする中で、こういった効果が新型コロナ対策になるかというところで、晴れた日については当然、校庭のほうに近くにありますので、学校のほうで遊んでいると。ただ、天気が悪い日についてはどうしても部屋の中に入ってくるということもありますので、まずは窓が開けにくい状態もありますので、窓を開けて遊べるというところでウッドデッキが有効ではないかというふうに考えております。

実際、C教室のウッドデッキを確認しましたら、やはり子どもさんたちもウッドデッキに多数出られて遊んでいる状況も見られますので、ウッドデッキを造ると、子どもさんたちの活動スペースは広がるのではないかとこのように考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今、大久保議員が言われたように、私もこの説明書だけは非常に乱暴だとちょっと感じたんですけども、まずは事業計画とか内容の概要と7番の現状、目標、課題、こういったところの文章が全く同じと。大体同じじゃないんですよね、ここの埋める項目というのは。であれば、最初のほうで平面図的なもの、概略でいいんですけども、こういった場所で、A、B、C教室があって、こうするというふうな説明が必要。それと、全体何平米、今現状があって、何平米に増やしたいとか、それぐらいの内容は6番で書いてほしい。

それから、7番のほうでは密を避ける効果ですかね、そういったものを書いてほしいなというのがちょっとありました。

ここから私の聞きたい点ですけども、本来、実施計画委託料が92万7,000円あって、設置工事が927万3,000円ということでありまして、実施計画書ができて、本来お金が積算されて上がってくるものと思っているんですけど、これが同時に上がっているということは、こういったことで積算されているのか、そこについて説明いただきたい。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、位置につきましては、先ほど説明がありましたように1階南側のフェンス側のほうに張り出しのデッキというふうになっております。それで、一部空調機等の外部機器がございますので、そういったものを避けたところで行いまして、屋根つきとしております。構造上、建築物のところについては増えますので、そういったところで中身の検討をしております。その中でウッドデッキの設置という簡易なものになりますので、業者の見積り等ですね、そういった中で検討しながら、今回の事業費を算出しております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、業者の見積り等で算出しているということですから、実際、実施設計があれば、そこで内容を打合せしながら設計されるでしょうから、それに基づいて実際の設計も出来上がって入札手順を踏むということで理解していてよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今、議員が言われたとおり、この後、実施設計の中で部材の検討など詳細に入ってまいりますので、そのときにまた正確な積み上げ等、金額の積算に移ってまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

5目の保育対策費の消耗品費の70万2,000円、これの説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

こちら昨年度末、それから、6月補正のほうも計上させていただいた分の補助金になりますけれども、その使われなかった分について追加で申請をできるということで、認可保育所分で60万1,000円、幼稚園分として10万1,000円、合わせて70万2,000円というふうに計上させていただいております。アルコールの消毒であったり、ハンドソープ等を購入する金額として充てたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それぞれのコスモス教室、ひまわり教室、両方でしょうけれども、通信ネットワークの環境施設整備工事、私はこの目的がよく分からない。というのは、今度、小学校、中学校はWi-Fi含めてネットワーク通信しますね。放課後児童クラブにこういう環境施設が本当に必要なのかと。放課後児童クラブで、例えばタブレットを使って子どもが勉強するということがあるかなというのを考えたりしますけれども、この目的は一体何ですか。少し事業説明書には書いてありますけれども、本当にこれが実用できるのかなと。ただ、あれば便利ですよ、当然、誰が考えても。しかし、本当にこれが目的として成り立つかなという気がしますが、この辺は検討されましたか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、教育委員会とお話をする中で、GIGAスクール構想等で子どもさんたちにタブレットを支給すると。そのタブレットの運用について確認をいたしましたところ、タブレットを持ち帰りすることも想定をしているということで聞いております。早ければ今年度末というところも聞いておりましたので、であれば、宿題等を学童ですということも想定をされますし、長期休業中についてもタブレットで学習等をするということも想定をしているところではあります。

なかなか想定しにくいところではありますけれども、例えば、新型コロナ等でまた休校等になった場合については、こちらで学習支援等も行えるのではないかとということで今回計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ということは、先ほどタブレットの備品は5台というのは、これは支援員が使う5台であって、児童が使うタブレットは今から先、児童に1人1台ずつ貸与しますよね。それを持ち帰って使うという形になるんですか。もしそうだったら、私たちは、例えば、学校が新型コロナの関係で休校になったと、長期休校という場合はそういうふうなことも出てくることあるかと思えますけれども、それでもタブレットを使ってというのはあくまでもどこか場所を限定して、例えば、自分の自宅とか、そういうふうにしないと、そういうタブレットを持ち歩くとか、そしてまた、学童保育に持って行ってまた持って帰ってくるとか、そういう想定を私は全然していないんですよ。もしそういうふうなことになるれば、これは保証問題を含めて、いろんな問題が逆に出てくると。タブレットはあくまでも学校側が貸与する教材といいたいまいしょうか、使う場所は限定しておかないと駄目なんじゃないかなと思えますけれども、そういうところは全然問題になりませんか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

1つは、放課後児童クラブでの活用となると、新型コロナの影響による学校休校の場合は自宅に持ち帰らせたり、あるいは放課後児童クラブで過ごす時間が長い子どもについてはそ

ここで利用させるということについては、十分あり得ると考えております。

また、端末の持ち帰り、どこで使うかというところについては、先ほど議員が言われたようなところで問題点を整理しなくてははいけません。端末をこの前、候補となるものをちょっと触ってみましたら、かなり重量的に重たいというところもありまして、子どもがふだんランドセルで毎日持ち帰るというところには厳しい面もありますので、こういったときに持ち帰るか、放課後児童クラブでの利用はどうするかというところについては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今回、新型コロナでよかったと思ったのは、悪いことばかりだったんですけど、学校と放課後児童クラブの連携がすごくよかったんですね。それで、今まさに、まだ決定ではありませんけど、今調整を役場内でやっているんですけど、放課後児童クラブの担当を教育委員会にお願いするということを今考えておりますので、先ほど言われた使い方も含めて、そういうふうなのは一括してやれるように整備していきたいと思っておりますので、そのあたりは御理解をいただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時56分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書、4款1項1目。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

2点お伺いします。

まず、町内の医療機関1か所に対して上限10万円ということですが、これは、

例えば消耗品、備品とか、施設の改修費に関してもそうなんですけれども、通常の医療と新型コロナウイルス感染症の医療に関わる様々なものというのは、ある程度共通する部分があると思います。それで、そういった場合に審査をするというのも非常に難しいかと思いますが、どうしても、どういうところを基準にして審査されるのかというところが1点。

あともう一点、非常に難しいことかもしれませんが、補助するに当たって、例えば、町内で感染者が出た場合に、各医院から町のほうに情報を提供するというようなことは難しいんでしょうか。通常だと保健所等に行って個人情報等の守秘義務等もあると思うので、非常に難しいと思いますが、いち早く町内に情報提供するという部分では、そういう部分も今回の補助に対してお願いすることは可能なんじゃないでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

新型コロナウイルス対策に対する備品等、消耗品等の検査になりますけれども、それは申請時点で聞き取り等を行いながら、使用状況等も確認しながら判断をしていきたいというところで思っております。

2点目の病院からの新型コロナ感染者に対する情報提供というところでございますけれども、感染症法の関係になってきますけれども、個人情報関係は厳しく制限されておるところでございますので、町への情報の提供というのは難しいのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。末次議員。

○5番（末次 明君）

町内の医療機関を支援するということは非常によいことだと思っておりますが、既に各医療機関では新型コロナウイルス対策は大分、万全じゃないですけど、どこでも取られていると思いますが、既に購入されている備品、あるいは設備、消耗品等についても、いつまでの分だったらこの申請を受け付けていただけるんでしょうか。

それからあと、10万円ということなので、場合によっては5万円を2回申請もできる、数回10万円まではできるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

この事業自体は4月1日にさかのぼりますので、今年度に購入した分については対象とすることにしております。

それと、申請につきましては、分けてということではなくて、1回の申請ということをお願いしたいと思います。10万円に満たない場合は、令和3年3月31日での申請受付というのことができますので、それで対応してもらいたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

そうすると、もう既に何らかの備品を購入されてもされるということなんですけど、あと、そういうふうな説明を各医療機関、これからいくと、180万円ですから18の医療機関を想定してあるのかなと思うんですけど、伝達方法というのは書類を送られるんでしょうか。それとも電話等で説明をされるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

それにつきましては、対象医療機関は18医療機関ありますので、それを一件一件回って、事業の説明を行いたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は国が医療機関に対して様々な支援策をするというふうなことがあってありますし、180万円予算を組まれていますから、基山町にこれに該当する総合病院だったり診療所だったり歯科医院とかが18あるのかなというふうに思いますけれども、例えば、整骨院とか、あんまとか、鍼とか、こういう個人事業でされているところ、そこはほかにもこれに対しても国のほうがいろんな支援策をしているのは当然ありますけれども、こうして感染防止対策という名目でしたら、私はそういうところにまずすべきじゃないのかなと。国が総合病院を含めて医療機関に対しては十分やるというふうに言っていますし、医療従事者に対しても、いろんな面では貸付けとか給付とかあるわけですけども、こういうふうな個人事業に対してと

というのは発想はなかったですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

国のほうから消毒液、マスク等の配付というのが医療機関に対して行われているというところで報道等はされてありますけれども、多くは感染症関係の指定医療機関を重点的にそういう助成と申しますか、支援を行っているところになっております。

町内の医療機関等にある程度の聞き取り等も行いましたけれども、やはりそういう対策用の物資につきましてはそう大して配付されていないというところで聞いているので、この事業等も考えてきたところでございます。

それで、先ほども挙げられました個人のあんま、鍼灸等、そういうところも一応考えたところでございますけれども、まずは病気、感染症に近いところにおられる町内のかかりつけ医を対象としてこの事業は進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

基山町の中小企業者事業継続緊急支援金、2,800万円追加補正と。この件については追加に次ぐ追加ということで、最終的には4,300万円ということに事業費はなるようですが、そのように増やさざるを得なかったというか、増えてきたというこの背景について、ちょっと説明ください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

基山町で行っております中小企業者事業継続緊急支援金でございますが、基山町のこの支援金を交付する要件といたしましては、セーフティネット保証の4号の認定を受けていただいた事業者へということで対象をそのようにさせていただいているところでございます。

セーフティネット4号の認定の事業者が、当初は新型コロナウイルス感染症が災害ということで認定をされまして、6月1日までということで一旦期限がございましたが、それが延びまして、長期化しております、現在では9月1日までがセーフティネット4号の認定をさせていただく期間ということで災害の認定を受けております。6月までで収まらずに、7月に入りましてもまだ影響を受けて、前年同月比の20%減の売上げとなる事業者もおられますことから、鈍化しておりますが、少しずつ影響を受けている事業者が増えているということでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。中村議員。

○1番（中村絵理君）

今回の中小企業者のこの緊急支援金、追加支援の件なんですけれども、前回は行われた支援の方法と若干内容が違うところとか、何かそういうものがあれば概要を教えてくださいなのですが。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

今回お願いしておりますのは、まずは現在支援をしております支援金の追加分といたしまして1,000万円、それから、2次支援ということで、長期化しております売上げの減に対しまして2回目の支援金の給付ということで考えているところでございます。

少し内容を説明させていただきますと、まず1回目の支援といたしましては、先ほど申し上げましたようにセーフティネット4号の認定を取っていただいた事業者ということで給付をさせていただくのですが、セーフティネット4号の認定といいますのが、災害を受け、売上げが減少した直近の1月分と、その後2か月、合わせて3か月分の売上げが前年と比べて20%以上落ちているということが要件になっておりまして、いわゆる3か月分に対して支援をしたというような認識といいますか、形でございますので、セーフティネット4号の認定の期間も9月まで延びておりますことから、その後、3か月過ぎても、それでもまだ売上げの回復ができていない事業者の皆様には、もう一度同じ家賃の半額掛ける3月分、または一律10万円ということで2回目の追加の支援をさせていただこうというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それでは、こちらのほうをもう一つお尋ねしたいのは、この間の支援は5号は関わっておりましたでしょうか。多分関わっていたような気もするんですが、今回4号ということで、4号ということであつたら、セーフティネット4号を持っていれば、今回は持っているからセーフティネット4号をダブルでお願いする必要はない。持っている方は大丈夫ということですかね。

それともう一つ、これは追加支援をいただくにしても何にしても、課税対象になってくると思うんですね。町なかで話を聞くと、全く課税対象とっていない方たちも多くて、だから、ほかの持続化給付金にしても、これは国の問題ですけど、そういったものについても課税とっていない。だから、何が課税で何が課税じゃないかというのを、そういうのに関わらずにちょっとどこかでアナウンスをしていただけたらというのが1つですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

基山町中小企業者事業継続緊急支援事業につきましては、当初からセーフティネット4号の認定を受けられた事業者ということにさせていただいております。それで、当初からの事業の追加分につきましては、当然4号の認定を受けていただく必要がありますので、今から初めて申請をされる方といいますのは4号の認定を受けていただく必要がございますので、ぜひ御相談をいただきたいと思っておりますが、追加の支援をさせていただく分につきましては、一旦もう町のほうで認定をさせていただいている事業者に2回目ということでございますので、また4号の認定を再度取っていただくという必要はないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の答えだと、多分、じゃ、どうやって見るのかという話になると思いますので、例えば、

4号認定を4月、5月、6月の3か月間でやっていたら、次の7月、8月、9月がやっぱり20%売上げが落ちるといふ何がしかの証明なり、その申請は出していただく。ただ、それは4号認定とは何も関係ない。4号認定は既に受けているからと、そういう整理になります。

それから、当初想定していなかった、例えば、お医者さん、歯医者さん、それから、農業者、こういったものも全部、今これ対象になりますので、こういうのが今増えてきているので、あまり今まで考えていなかった業態も増えてきているので、そういう新しい分野と2回目を両方合わせて今回提案させていただいているということでございます。その20%の見方につきましては、また要綱等できちんとルールを決めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、税金の話はもちろん、税金がかかるという話はしますけど、これを非課税にするのは、ちょっとやそっとのことではできませんので、そこは御理解いただくか、もしくは税金がかかるならもう申請していただかないというふうにしていただくか、どちらかというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

ありがとうございます。課税については支援金をもらう側が知っているか、知らないかというか、どれが課税でどれが課税じゃないかを知っておくだけでも大分違うと思うので、そのアナウンスだけでもというお願いでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっと、私聞いていて、分かりにくかったのは、資料でもらったと思いますけれども、追加で1,000万円、そして、支援で1,800万円、合わせて2,800万円ですね。追加は、結局30万円掛けるの25事業者で、もう一つは10万円掛けるの25事業者で、これを合わせて1,000万円。そして、支援が、30万円掛ける35事業者が1,050万円、それに10万円掛ける75事業者で750万円、合わせて1,800万円。この支援と追加ですね。追加という形は、先ほど言われた部分ですよね。ただ、実際4月、5月、6月で払っていた部分、この人たちに続けてもう一回同じ金額を払うと。そして、支援というのは新しく申請された方、先ほど農業者も言わ

れましたけれども、そういう事業者の方の家賃補助が35事業者、それに減額保障が75事業者というふうに、そういう説明だろうと思うんですね。

当初、柳島産業振興課長のほうが、4号認定を受けているのが基山町では170事業所と言われましたか、5号が35事業所ですよ。そうすると、今言われた部分は、結局、県が認めている4号事業者からすると数的に合わないんじゃないかなと思いますけれども、それは別に問題ないですか。あくまでも今後、今度申請される予定の方がこの事業者数になるというふうな捉え方でいいでしょうか。（「逆です。追加が……」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

私語はおやめください。

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

すみません、大変私の説明が分かりにくくて申し訳ないんですけども、新型コロナウイルスの臨時交付金事業の一覧ということで資料を出させていただいておまして、議員、今4ページのほうを御覧いただいているのかというふうに思いますけれども、4ページの3番の項目に中小企業者事業継続緊急支援事業の分を書いております。内訳を御覧いただきますと、大きな2番の項目に、1次支援の追加分ということで1,000万円を追加させていただいております。これが現在、セーフティネットの4号を認定させていただいているのが170事業所ございますので、その事業所がこれから申請される場所もあると思いますけれども、その分で予定をしている1,000万円ということでございます。

大きな3番のほうに、2次支援の1,800万円ということで計上させていただいておりますのが、3か月たっても、なお前年と比べて20%以上の落ち込みがある事業者、持ち直している事業者は対象外にさせていただこうというふうに考えているところです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。河野議員。

○8番（河野保久君）

この修理が5棟で5か月、1か月に1棟ずつということでありますけど、これは業者の

都合でしょうがないということなんですか。業者がいれば一遍に2棟できるとか、ちょっと電気関係が詳しくないので分からないんですが、その辺の理由を教えてください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回、見積りを2者、比較的大手のところを取らせていただいて、2者とも標準工期で1棟につき1か月ほどかかるということで御回答をいただいておりますので、全てが完了するのは今年度冬の時期になると思いますので、いわゆる暖房の季節に間に合うように整備を進めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

お年寄りが町営住宅にも結構増えてこられたので、お年寄りの方というのは空調なしじゃ、ちょっとこれからの時期大変な生活になってくると思っておりますので、ぜひなるべく早めに業者といろいろ話をして、1日でも1週間でも早くなるような形で工期を組んでいただけたらと思います。要望です。

○議長（品川義則君）

ほかに。大山議員。

○11番（大山勝代君）

3点お願いします。

今、本桜の5棟ということで、120戸だと思っておりますが、空き家もするのですかというのが1点。空室ですね。

それと、割田団地、それから、園部団地は関係ないのか。もう既にそこは改善されているのか。

それと3点目は、居住者に負担は何もかからないのか。お願いします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず1点目でございますけれども、本桜団地5棟の120戸全て行います。空き家も現在29

室でございますけれども、全て実施をいたします。

それから2点目、割田、園部団地につきましてですけれども、どちらもいわゆる旧式の単相2線式ということで、こちらはまだ30アンペアまでしか対応ができておりません。今回新型コロナウイルスの臨時交付金を活用してということで、大枠の予算もありましたので、まず優先順位をつけるということで、本桜団地をまず先にやるということで担当課のほうから提案をさせていただきました。1棟につき500万円弱かかりますので、いわゆる割田、本桜合わせて全て行いますと4,000万円近く予算を要するということになりましたので、ここはまず本桜から実施をして、居室も割田のほうが10平米ほど狭いということと、ちょうど本桜団地のほうが今空室が多くて高層階の空き室対策をしているということもありましたので、ちょっと優先して本桜のほうを先にさせていただきます。

割田団地につきましては、また次年度以降、当初予算等でしっかりと御説明をさせていただきながら、予算の要求等を検討していきたいというふうに考えております。

園部団地につきましては、個別の契約になりますので、それぞれ単相3線式、いわゆる200ボルトも使えるようにということで御相談があれば個別の要望に対応していきたいというふうに考えておりますので、そのような状況でございます。

それから、今回の修繕につきまして、入居者の負担は一切ございません。宅内の分電盤まで修繕をさせていただきますけれども、そこから先、契約のアンペア数を上げたりとか専用の電源を設置するというのは、入居者の負担になります。それは全てにおいて、今でもエアコンの専用回路を作るとか、そういったのは全て入居者の負担になっておりますので、今回は宅内の分電盤まで、そこまでを町のほうで修繕をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

説明はよく分かりましたけど、割田と園部について、やはり本桜がそういう状況で改善されるならば、私たちもと思う方もいらっしゃると思うのですが、その辺の、今説明されたようなことへの周知はどうされますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まだ予算は、割田団地につきましては要求もしておりませんし、そのお約束と周知はできないんですけれども、直近で取りましたアンケート調査でも、やはり割田団地につきましても電源の改修といたしますか、宅内の不便な点ということで御意見をいただいております。3棟で今回の同じような予算規模であれば1,500万円ぐらいかかる見込みですので、次年度以降、例えば、1棟ずつ予算の平準化ということも考えながらやるとか、もうまとめてやるとか、そういったところはまた財政課とも財政状況を考えながら御提案をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、今回、本桜をやるということで割田団地の皆様にもそういった形でしっかりと説明はしないといけないというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと関連で。そうすると、割田団地や園部団地はエアコンを使用できない状況なんですか。いや、できるけれども、30アンペアしかないとすればですよ。できるんでしょう。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今でも30アンペア、単相2線式という旧式の方式でもエアコンは使用できます。100ボルトの電源で使えるエアコンはまだ普通に市販されていますので。例えば、大容量の10畳であったり20畳であったり、そういった1台で2部屋とか賄うようなものが今は200ボルトの電源を要するようなものというのが売られています。そういったものが使えないというだけで、今でもエアコンは普通に100ボルトのものであれば使用可能でございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど入居者の負担はないと、宅内の専用回線工事等は入居者の負担とするというふうになっていますね。例えば、今でも別に不自由はしていないんだという人もいらっしゃいますよね。アンペア数を増やさなければ電気の基本料金は変わりませんが、1つは、こう

いう工事をすることによって配電盤まで引くことによって基本料金が変わるのかというのが1点。変わらなかったら、変わらないが一番いいですね。

それともう一つは、例えば、自分のところはエアコンをもう一台つけたいと、配線工事をしたという方が退去される場合、元に戻さなければならないのか。いや、もうこのまま置いてくださいというところは、例えば、1件につきこういうふうな配線工事、専用回線工事がどれぐらいかかるのか分かりませんが、例えば、一定程度、これは町のほうが出しますよというふうにしておかないと、もし次、誰かが退去された後に入居される方はそういう工事をしなくてそのまま配線を使えるという形にもなりますよね。だから、ここでこういう問題があるならば、例えば、半額は町が補助しますと、宅内の専用回線についてもというところは、これは検討できませんか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

まず最初の御質問ですけど、今回の工事に伴って、今基本は20アンペアでございます。30アンペアまで上げられるということで、それが今後単相3線式にすると40アンペア、50アンペアというふうに上げることができるということですけれども、今回の工事に伴って、今使っております20アンペア、30アンペアを変えなくてもいいという方につきましては、基本料金は上がることはございませんので、もう今のままでいいという方は、分電盤は新しくなりますけれども、何も料金的な追加の費用は発生いたしません。

それから、仮に30アンペア、40アンペア、50アンペアとかに変えられた場合、それから、200ボルトの専用電源をつけられた方、これは全て、つける際には町のほうに設置の届けを申請していただいて、町のほうで許可をして、工事は自己負担でしていただく形になりますけれども、条件としては原状回復をするということにしております。退去されるときは元に戻してくださいと。ただ一方で、今、議員が御指摘のように、もう既に便利になったもので、わざわざ元の不便なものに戻すというのも非効率ですので、退去される際にそこら辺はあまり強くは求めずに、次に新しく入られた方がどうしても元のままに戻してほしいということであれば町のほうで戻すというような対応を今、させていただいておりますので、ある程度そこは柔軟に対応させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項4目、5目。末次議員。

○5番（末次 明君）

これは井上まちづくり課長にお聞きしたいんですけども、4目、5目とも備品購入費で、サーマルカメラの導入なんですけれども、図書館、それから、町民会館、体育館でサーマルカメラを導入されるんですが、既に基山町内でこのサーマルカメラというのを利用している施設があるのでしょうか。

それともう一つ、サーマルカメラといってもやっぱりピンからキリまで値段はあると思いますが、この予算からいくと100万円ぐらいなのかなというふうに思うんですけども、仮にこれが作動するとなると常に監視しておかなくちゃいけないんですか、それとも自動的に何か感知して横でほかの仕事をしている人にすぐ知らせしてくれる、そういうものなのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

現在、町のほうで導入している熱が感知できるものでございますが、非接触型の、それは健康増進課のほうで準備されておりますので、それを使って災害のときなど、今回避難所とかでも使わせていただいております。

今回導入を考えておりますのは、据置型のA Iが入ったサーマルカメラ、それと、同じくA Iが導入されたハンディーのカメラ、それをそれぞれ1機ずつ図書館、町民会館、体育館に設置したいというふうを考えております。冬とか、外から出てきたときにはみんな冷たくなりますけれども、そういうところを柔軟に設定できるというところが、今回導入のカメラの特徴でございます。（発言する者あり）

これにつきましては、基本、イベント関係でやりますと、流れとしては一方通行になってくる必要があると。出口を1つに固めて、そして、熱がある人は、いろんな種類が出ておりますが、パソコン型の据置きのものであれば、それをカメラで……（発言する者あり）基本的には、人がついていなくても大丈夫なものでありますけれども、反応したときには正確な体温が出るわけではないんですよ。例えば、37.5度以上ということで設定した場合はそういう方が出ますので、そういう方のときには、すみませんが、入り口から出てこちらで体温をもう一度測ってくださいというようなことがありますので、そういうイベント関係をするときには1人職員がつく必要があると考えています。

○議長（品川義則君）

まちづくり課長、イベントのときじゃなく、通常時は使わないんですか。

○まちづくり課長（井上信治君）

図書館などは通常時から設置して利用していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

まちづくり課長、使用するとき担当者が1人必ずいるのか、通知はどうやってできるのか、その判別はどうやってできるのかという質問なんですけどね。

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

常時、誰か職員がそのカメラをずっと見ておかなければいけない、モニターを見ておかなければいけないものではありません。そういった設定温度を超える方が御来館いただいたときはブザーが鳴りますので、ブザーが鳴ったときに誰か担当の者が出て行って御対応させていただくということで、図書館等では通常カウンター内に職員がおりますので、カウンターの中にいる職員が、ブザーが聞こえたら行くというような感じで運用させていただきます。これは体育館についても町民体育館についても同じでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それとあとは、そういうふうな反応を示した場合の対応が重要だと私は思っているんですけども、仮に反応した場合、今は検温して、ただ入館を断るだけだと誰でもできるんですけども、それをきちっと医療機関なり保健所とかつないでいただけると非常にいいんですが、そういうふうなきちとしたガイドラインとといいますか、マニュアルはできているんでしょうか。ここで検温でそういうふうな作動した場合に、職員はその方にどういうふうに対応しますかというのはきちっと準備できていますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

保健所のほうに御連絡をお願いする際は、ガイドラインのほうでも出ておりますが、37.5度以上が4日以上続く場合、これは保健所に連絡していただくと。また、37.5度以上が4日続かなくても体調が非常に悪いという場合は接触外来のほうに連絡していただくようになっておりますので、その分をしっかりお伝えして、館内に入るときには皆さん御連絡、名簿に名前をいただいておりますので、そういう後の対応もできるように、その方のお名前もいただいて、その対応をしていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私がお聞きしているのとちょっと違って、それは自宅で測って体温が高い人は当然来ないわけですけど、自分はそこであるとは思っていなかった人が、その現場に行ったときに作動して、あなたは高熱ですよというふうになった場合に、その方にどういうふうに対応するかということなんです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まだそこまでの詰めが行われていません。もっと言うと、そういう場合は非常にリスクも隣合わせになっているので、のこのこ普通に無防備で近寄っていくのもどうかと思いますの

で、そこはこれが設置されるまでの間にきちっと庁内で調整して、また対応策を考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

同じところでお尋ねしますけれども、まず、11節の修繕料、これはウェブカメラを配信するために可動式ウェブカメラを設置するというふうな説明がありましたけれども、この可動式ということであれば修繕料というのは必要でしょうけど、何か備品とかにならないんですかね。このウェブカメラが可動式であれば修繕料の中に入るのかなという、ちょっと疑問があります。

それから、私ちょっとよく分からないんですけど、7の現状とかの説明のところに「来場できない方がイベントに参加できるようライブ配信を実施し、多くの方の参加と……」ということであれば、新型コロナ対策で密集を避けるために間隔を置くことによってホールとか大ホールにうまく入らない人たちを分散してそこでライブを配信するんでしょうかね。それとか、例えば、会場には行かなくても自宅でネットでそのライブを見るとか、ちょっとそこら辺がよく分かりませんので、その2点を御説明ください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

こちらについては、まず、今大ホール以外ですね、大ホールに関連する楽屋も、そこについてはインターネットの回線が届いておりません。それは大ホールの中でWi-Fiを見るということ想定していないからなんですけど、今回はコロナ禍の中で入場制限をしていきます。そういうことで、通常の収容ができないということになりますので、大ホールで行われるもの、それから、小ホールで行われるものに両方に対応できるように移動できるように、そのカメラを両方で使えるように考えております。また、修繕料でした理由につきましては、今現在、そういうウェブの配信施設を持っておりますので、それに機能を加えた修繕ということで、今回修繕でお願いしているところでございます。

あと、参加につきましては、大久保議員が言われるようにウェブ上でユーチューブ等を使ってライブ配信、または録画配信をさせていただいて、御来場いただけない方も参加いた

だけるといふことと、あとは、今後また研究していく段階ではございますが、ネット配線が町民会館全体につながりますので、例えば、大ホールのもので和室で見られるとか、そういうふうなところも併せて研究しながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

まちづくり課長、参加できるというのは会場なのか、自宅なのか、あらゆる場所なのか、その辺のところの参加の基準はどうなっていますか。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今設定しておりますのは、施設外からの参加ですね。視聴という意味の参加ということで考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この町民会館、体育館、不特定多数の方が出入りして、熱管理、検温して、非常に必要な対策と思います。それと話は全然違いますけど、私は（現物を示す）こういうパンフレットを持っているんですよ。噴霧してミストを全身に浴びる除菌、除臭ですね、通ってそういう除菌。特に、体育館とかいろんなイベントをされるところに。こういう機械というのにはまだないと思います。このパンフレットを見たら、これは基山町の会社が作ってあるんですよ。私は知らなかったんですけど。こういうミストを噴霧させて除菌して、不特定多数の人が入って自動的にする。こういうのも、いろんな感染症の問題もあるし、基山町のある会社でも、産業振興面から見て、こういう方式について町としてもこれにどういうふうに対応、今後、もし基山町としても採用するかせんかは別に置いて、こういうのを研究して産業振興課長としてどういうふうにするか、私としては、こういう方策も基山町の先進企業として会社としてやっているから、基山町としても、もし導入できればやると、そういう方向でやるのと、産業振興面から、いろんな経済状況から見て、こういう一生懸命されてある会社でもありますので、そういう面で産業振興課長の御意見をお伺いします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

おっしゃるとおり、基山町の中の企業で、新しい取組をされて新分野を開拓されるということは素晴らしいことですので、ぜひ産業振興課としても支援したいと思っているところでございます。

ただ、今般のこのミストの関係につきましては、私も最近、情報を入手した次第でして、深くは勉強していないところでありますが、厚労省のホームページを見ますと、殺菌性のあるものについての噴霧は奨励をあまりしないというふうな文言になっております。何か聞くところによると、テレビ等で報道があったときに、結構、消費者庁に対して危ないんじゃないかという話が入ったような状況もありますので、そこを地元の企業と打合せをしながら、慎重に相談に乗っていきたいと思っておりますし、新たな取組がありましたら、ぜひ町としては支援していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

まちづくり課長がいるので、大ホールは、基本的にコロナ禍では使用禁止なんですよ。僕はそう解釈している。

それともう一つ、小ホールは今、人数制限をかけて貸出ししていると思うんですけど、一応何名という基準があるのか。体育館についての使用基準というのは何かやっているのか、それとも制限してやっていないのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

コロナ禍の中では、大ホール、小ホールは利用制限をさせていただいております。ほかの諸室についてもそうでございますが、できる限り2メートル、最低1メートルという基準がございます。その基準でいきますと、小ホールは通常200名で御利用いただいているんですけど、70名まで下がっております。大ホールにつきましても、1メートルで考えますと400名となっておりますが、さらに、1.5メートル、2メートルと厳しくしていきますと、一番厳しい状態では100名程度というところまで下がってまいります。現在のところは、最低1メートルという基準でいけば400名は収容可能ということになっております。これは状況に

応じて安全なところをしっかりと実施していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

総合体育館については。

○まちづくり課長（井上信治君）

総合体育館については、人数制限をしているのはアリーナと武道場等には特にまだそこまでしっかりしたものはないんですけれども、狭い部屋ですね、例えば会議室、そこについては今、2メートルで距離を取りまして12名。それから、トレーニング室も12名ということで人数制限をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今回の7月豪雨で基山町でも大きいのはなかったようですけれども、様々な被害が出ております。そこで、1目の農地農業用施設災害復旧費ということで、これは全く出ていないということなんでしょうか。時間外手当が72万円ばかりつけられておりますが、農地に対する被害状況はどんなだったんでしょうか。今から調べるということだったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、農地と農業施設につきましては、現在、農地のほうが7件ほどございます。ただ、これは申請をしていただく形になりますので、まずは報告いただいて、該当するかどうかを確認しながら、現在行っております。

農業につきましても、先週まで雨が続きましたので、その後、見に行かれる方も非常に多いという傾向がございます。今、少なからずとも連絡が入っておりますので、今後そういつ

た確認、該当の有無、あるいはいろいろな対応の確認をさせていただくというところで時間外対応も林道なり公共土木なり、産業振興課との協力体制の中でやっていくわけですが、そういった形がありますので、現在お願いをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

この件について、各区、区長なりからでも恐らく届出があっているかもしれません。4区の区長からも詳しい資料を私もいただいております。建設課長はもう御存じだろうと思えます。早急な対処方お願いしたいと思っておるところです。

以上です。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

資料の34ページに被害箇所等もいただいております。小規模とはいえ、これだけ7,000万円程度の被害というふうに向っておりますが、ちょっとお尋ねですけれども、例えば、昨年、一昨年に豪雨被害等に遭って修理というか、整備をして完了したところが、さらに今回の7月豪雨で被害を受けた場所があるのかどうかということと、まだその辺の改修が終わらずに被害が拡大したという場所があれば御説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、公共土木施設災害——34ページの位置になりますが、これにつきましては全て災害復旧は終わった後のものになります。ただ、その中で再度また被害を受けたものは、公共土木施設ではございませんでした。特に、こういった調査、巡視の中で、そういった丸林地区など前回被害の大きかったものについても重点的に建設課なり産業振興課と連携をしながら、調査、確認をしましたが、同じ場所ではございませんでした。

あと、林道施設につきましては、こちらも完了は全てしておりました。竣工検査等も終わっております。ただ、一部について小さな崩壊等はございましたが、大きな崩壊等は、完全に終わったものに対しての崩壊はございませんでした。ただ、繰越事業で行っております

令和元年度災につきましては、着工をする前の準備工の段階でしたので、着工のない中で拡大をしたというのがございますので、これにつきましては令和元年度災プラス令和2年度災ということで、さらにまた国の補助をもらうために査定を受けまして進めてまいりたいと思っています。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

必要なところは早急な対応が必要だと思いますけれども、ただ、梅雨もあと1週間程度で明けるような話もありますが、台風等の今後の被害も全く予測できないわけじゃないという中で、やはりこれだけのものを進めていくところで、どういう計画を立てていくかというのは非常に難しいと思いますけれども、重要箇所とか、その辺の配分というか、今いろんな箇所を提示はいただいていますけれども、どういうところから重点的にやっていくのかというような計画があればお示しください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、生活道路、ここと、もう一つはコミュニティバスの道路、ここも現在、仮復旧で、コミュニティバスは通れておりますが、そういった優先すべき道路については優先して復旧をしていきたいと思っております。ただ、大きく被害を受けて、今回の議会で測量設計業務委託を出させていたところにつきましては、しばらくの間は山間部のほうに今回たまたまありますので、危険がないような形で人のみの通行となるかと思っております。そのような利用度に合わせた優先順位で復旧を考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

そうすると、林道等、特に重要じゃないというところは、ある程度9月、10月ぐらいの台風の状況を見て、ある程度進行も考えながら進めていくというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、林道のほうは受益の方々の理解を得まして、若干ずれますが、させていただきたいと思っております。ただ、林道につきましては被害が非常に大きいものですから、時間もかかりますので、国の査定ですね、国の現場での確認もちょっとずれ込むかと思っておりますので、その辺は利用者の皆さん、地域の皆さんの御理解を得ながら、進めてまいりたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

1点、追加の情報でございます。

資料のほうの33ページに林道のマップがございましたけど、その中で、一の坂・河内線というのがございます。その一の坂・河内線というところに書いてある字の横のところに二重丸で1か所ありますが、これが新規の今回の崩落なんですけど、ここについては地元からの要望がありまして、早急に軽トラが通る程度の道を通してほしいという要望がございましたので、早急に倒木除去と土砂の撤去を行って、もう既に通るようにはしておるところでございます。ただし、まだまだ先のほうが危ないですから、その関係者のみの通行ということで限定させてもらっているところでございます。早急な対応ということの1件でございます。

（「工事をいつの時期にやるのか、いつの議会にかけるのか、総額でどれぐらいの額かというのをきちんと説明してください」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この災害復旧につきましては国の査定を受けます。その中で概算の金額をつくってまいりますので、先ほど言いました優先順位の早いものについては9月のほうで事業費を概算費でお願いしたいと考えております。おおむね9月にまとめたいとは思っておりますが、やはり大きな被害を受けているところもございますので、調査の経過を見ながら、一部は12月にずれ込む分もあるかと思っておりますけれども、目標といたしましては9月のほうでしていきたいと思っております。

ただ、総額の事業費につきましては、先ほど言いましたように、非常に、今回残しており

ますのは、公共の町道も林道も、大きく道が寸断されたような箇所もございますので、現時点でのところではまだ測量が終わり切っておりませんので、事業費の概算作成ができた時期にまたいろいろな情報提供をさせていただければと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

それで、今回7,000万円というのは本当に氷山の一角なので、どれぐらい大きくなるか分からない。しかも、国の補助がどこまでつくかも分からないので、今回、見た目はあんまり、今回の雨は基山町は大したことはないように町民の方も思われていると思うんですが、意外とそういう意味でいうと、金銭的なもの、予算的なものでは相当今から効いてきますので、そのあたりはまた随時報告いたしますので、くれぐれも7,000万円がベースにならない——ベースにね。だから、7,000万円の倍ぐらいやろうとか、そのぐらいではとても収まらないので、その辺のところはよく御理解ください。お願いします。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今までお話を伺っていると、やはり私も何か所か見に行きましたが、相当ひどいところもたくさんございまして、早急なる対応をというようなお話もたくさん出ておりましたが、これはちょっと飛んだ発想かもしれませんが、今基山町はドローンを委託でやっていらっしゃると伺っておりますが、これを機に、これ毎年、多分もう3年ぐらい連続でいろんな目に遭っております。ですので、危険な箇所もございますので、職員の皆様も調査に行ってもやっぱり足で踏み込んでいかなきゃいけないので、大変なことになると思うので、ドローンを自前でもって、それから、職員の皆様でも、例えば、町民の皆様でもドローンの資格、そこにドローンの練習場もございますし、何かそういうふうな発想での御検討はどうだろうか、今後の早急なる対応のためにも思っておるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

災害は確かに3年続いておりますので、効率的で、かつ職員の安全性も確保できるような

方策については、今後も研究をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。中村議員。

○1番（中村絵理君）

ぜひ皆さんの安全のためにも、早急な対応のためにも、本当に山の奥のほうもとんでもないことになっているので、やっぱり生活道路もありますし、そのためにもそういう御検討をしていただきながら進んでいっていただけたらと思います。

以上、提案でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

どこで質問をしていいのか分からないまま、災害復旧ということでお尋ねします。

資料の34ページで、ここはたくさんの箇所が被害を受けた、そしてまた、議案書をいただいたときの令和2年7月豪雨の状況等という一覧のA4の紙を見ても、基山駅の通路、そして、割田団地側に下りるエレベーター、あそこが今、使用禁止になっております。これも災害で生じたものと思いますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

基山駅エレベーター、割田側のエレベーターだと思います。こちらにつきましては、6月27日に大雨が降りまして、緊急停止をしております。これにつきましては数日後に復旧をしております。また、再度7月7日以降の大雨で、また停止をしております。停止の原因が、やはり大雨の横殴り、あるいは30ミリから60ミリの雨が時間的にも降ったりしておりますので、雨水がエレベーターピットといたしましてエレベーターのシャフトを通じて地下のほうにたまって、電気系統へ悪影響を起こすのを防止するために緊急停止をしておりました。こちらにつきましても、早急な復旧をすべく私どもも専門業者をお願いをしましたが、エレベーターシャフトがオイル等の油分が非常に多く混ざった水となっております。雨水と油の水で廃棄物の処理が必要ということが判明いたしまして、その廃棄物処理が大雨の時期でしたので、なかなか見つからなかったという形で、少し時間を取っております。

ただ、現在では来週に作業を行い、半ばには運転が可能だという状況の、産業廃棄物なり業者との打合せができましたので、来週に運転を再開したいと思っております。また、長くなりましたので、昨日、その旨を区長に御連絡し、来週動くことのお知らせしているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

経過は、今、私が聞いてよく分かった。だけれども、これを見たときに、割と長い期間使用禁止になって、以前は、高齢者があそこを不自由しながら歩いて渡っていらっしやっただけだけれども、エレベーターがついて本当によかったと言われる方が、この1週間以上、それが使えない、難儀しているという話を聞いたので、私も初めてここに気づいたのですが、考えてみたら、少し対応の仕方が遅かったのではないかと思います、いかがですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、時間がかかりましたことにつきましては、日頃使っていない油の処分をする業者が必要だったという部分がございますので、これを経験に、今度そういった想定されるものについては、事前の協議なり業者の選定なり、災害の対応としてつくってまいりたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1点だけ確認させていただきます。

災害復旧に関してですけれども、この7月の豪雨で御存じのとおり、人吉市とかあちこちですね、大変な豪雨で老舗の旅館が大変なことになるとか、土砂とか瓦礫が入って大変のようです。この新型コロナ禍でボランティアもままならないという状況で苦勞されているよう

でございます。

そこで関連ですけれども、家屋とか私有地に流れ込んだ瓦礫とか土砂の撤去、これは被災者個人ではとてもできません。ボランティアも大変です。これは公費で全てやるということで確認していいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず1つ、原則といたしましょうか、今お願いをしております部分は、やはり民地の中の分につきましては所有者の方、あるいは管理者の方で行っていただくのがまず1つの順序かと思っております。ただ、前回、平成30年度にありましたような大規模な災害、多くの地域、全体がこうむるような甚大なものにつきましては当然、防災の面、あるいは災害復旧の面で町もまたそういった協力、あるいは復旧活動に携わるものだと思っております。ですので、まずは通常、今回のような規模でございますならば、原則のとおり所有者の方、管理者の方での対応をお願いしたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その辺がちょっとはっきりしないんですね。以前の答弁では、家にたまった土砂とか、自分たちの力で町道まで出してくださいと。出していただいたやつは税金を使って片づけますというふうに、私頭に思っているんです。違っていれば訂正してください。

今言われたのは、小さな災害であれば自分でやってくださいよと、大災害であればそれはやりますけどというような、ちょっとその辺の判断基準が曖昧ですね。しかし、被災者にしてみればとても大変なんですね。流れ込んだ土砂とか、いろんなやつが。やはり公費で負担できるというふうになっていると私は思うんですね。そこをちょっと確認したい。いや、公費ではできませんということなんでしょうか。その災害の程度によりますということなんでしょうか。その辺をはっきりさせていただきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

前回の平成30年度のときのお話だと思います。前回では、前に出していただいたものをこちらのほうで、通行障害等にもなりますので、そういったものを除去させていただきました。1つございますのは、たしか前回でもその後、やはり皆さんでいろいろな地域活動をされておりまして、そこで出ました土砂については、皆さんが当時使っておりましたグリーンパークの土砂置場のほうに地域で共同で、あるいは個人で持ってこられました。ですから、そういった置場については引受けをしているところがございますが、ただ、それはあくまでも先ほど言いましたような、そこまで運んでいただくような形で前回もお願いをいたしましたと思います。

ただ、目の前に出した部分を動かしたというのは、土量があんまりにも多くてとても個人の容量を超えていたというのがございましたので、そのように宅地の分はあくまでも個人で出していただいて、それをこちらで運搬をしたというような形になったと思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後ですけれども、そこがちょっと私の認識と違っているもので、それは後でもいいんですけど、公費で土砂を撤去できるようになっているんですよ、国のほうではね。ちょっと私も勉強不足なので、さらにそれは勉強せないかんけれども、ちょっとその辺は後でもさせていただいて、被災者個人ではとてもできんわけですよ。だから、公費でやりますとなっているわけですね。そういうふうに思いますが、それはそれで若干、また、私の認識不足もあると思いますので、また後でその辺はすり合わせしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

災害復旧費ということで合計約7,000万円ですか、今回組まれています。今日が臨時議会があるということでしたから、この災害復旧費を組まれたんだろうと思いますね。もし今日臨時議会がなかったら、これは専決処分でもせんばいかん中身がありますね。特に、土砂の撤去。今年度の当初予算で災害復旧費について前年度から比べると相当増額したといいましょうか、ありました。当然、毎年災害が発生している状況では、災害復旧費をきちっと組むべきだというふうな議会からの提案等もあっていただけですけれども、例えば、公共土木

の関係、2項の関係ですけれども、約1,800万円撤去費にかかっていますね。当初予算で300万円組んでいたと。林業関係は100万円組んでいて、今回二百何十万円かかっていますけれども、私はこの積算がよく分からなかった部分があるんですね。緊急工事ですので、これは作業員出しで計算されますか。例えば、作業員・機械出しで、それとも搬出量によってこれは算定されていますか。どちらのほうでこれは算定されていますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

土砂撤去につきましては両方になりますが、多くは、今は小さな機械もございますので、機械でダンプに載せて運搬するというような形と、土のう、あるいは人力という形ですが、多くは小型までを使う機械ということで算出をしております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

当然ですね、緊急事態に伴って、一日も早く土砂災害、搬出をしなければならないと。場合によっては早朝だったり深夜だったり、いろんな場合でされている部分がありますね。多くは建設業者に当然お願いしないと駄目ですからね。そのときに建設業者の方にきちっと事業費として支払うためには、特に今、作業員が何人かかったと、トラック述べ何台利用したと、建設機械は何台利用したと、そういうふうな算定方法もありますから、それに一般管理費、安全管理費を掛けて算出をするというふうなやり方を徹底しないと対応できない面が出てくると。今、建設業者はなかなか自前で建設機械を持っていることがどうしても負担になるものだから、リースを物すごく利用されているんですね。そうすると、リース料そのものが今値上がりしたりとかもしていますから、この辺もお願いしておきたいと思います。

それともう一つは、毎年、やっぱり災害復旧費については補正予算を組まなきゃならないと。今回も組んで、これは先ほど工事、どれぐらいかかるか分からないというふうに言われていますけれども、もう何億円かかかるのは分かりますよね。そうすると、一定程度、土砂搬出については当初予算で、もう少し来年度については組むべきじゃないのかと。本年度は合計400万円ですか、100万円と300万円と、400万円組んでいましたけれども、もう少し土砂災害の撤去費については組んでおくべきではないのかと思いますけれども、建設課長はどの

ようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、災害の一番難しいところにつきましては、予想ができない部分がございますので、経験としてはもう3年受けておりますので、何らかの被害はあるものというところで、まず気持ちを持ちながら対応を速やかにやっていくというような心構えが必要かとは思っております。

ただ、その中で、そしたら幾らあれば大丈夫かというのがございますので、それは今回も非常に多くお願いをしておりますので、こういった中で初期対応についてどれぐらいの費用がかかったのかというのも中身を見ながら、今後また当初予算でどのぐらいをお願いしていくものなのか、その辺はちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ちょっと私分らないので、お尋ねします。

前ページの19ページの2目の林業施設災害復旧費のところは、撤去手数料が200万円ぐらいですけれども、測定の委託料は約2,000万円、今回の20ページの公共土木の町道災害、資料では54か所あって、対象はいろいろあると思いますけど、修繕料と撤去料で約三千四、五百万円かかっているけれども、測定の委託料は約1,000万円。私は素人でよく分かりませんが、この差というのはどういうところで出てくるのかをちょっと御説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、ちょっと前後しますが、公共土木施設災害復旧費、11款2項1目でいいますと、生活道路もございますので、応急復旧の対応をさせていただいている部分のお願いになっております。

それと、委託につきましては、今回4か所ほど、1か所はもう道路がなくなる大きな被害を受けております。そのように、測量も非常に時間がかかる部分がございますので、その分

についての測量設計をお願いしているものでございます。それに比較しまして、11款1項2目の林業施設災害復旧費、これにつきましては岩坪線などは道路自体が60メートル近くなくなったりしておりますので、非常に大きな被害を受けております。そのような状況で、先に除草等、小さな倒木等ございますが、その辺の確認がなかなかできないという部分が道路の被害の大きさでございまして、今回委託料でそういった復旧費の測量設計委託をお願いしながら、最低限、設計業務を遂行するために必要な土砂撤去手数料をお願いしているところでございます。ですので、9月にまた本工事の復旧費、あるいはそういった単独事業となる小規模な復旧費というのをまたお願いをする形になろうかと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

次に、議案第32号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第32号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第32号は可決されました。

以上をもちまして令和2年第3回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後2時19分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 品川義則

基山町議会議員 河野保久

基山町議会議員 重松一徳